

皇學館大学研究開発推進センター紀要 第九号  
令和五年三月一日発行（抜刷）

論  
文

藺田守良の正遷宮研究について——文永三年内宮正遷宮を中心に——

堀  
川  
秀  
徳

# 蘭田守良の正遷宮研究について——文永三年内宮正遷宮を中心に——

堀川 秀 徳

## □要 旨

蘭田守良の『神宮典略』は、『大神宮故事類纂』より先行した学究的労作と評され、守良は近世神宮考証学の中心人物であったとあって良い。同書に見える遷宮研究は、後世の一大基準となり、今も尚彼の研究成果に依拠する事が多々ある。本稿では、守良の遷宮研究を検討するとともに、その研究態度が原初形態を求め考証されるに留まらず、どのような要素が介在し、如何なる役割が果たされているのかを解明したいと思う。

守良は同書の中で、上代・中古・近代（江戸時代）における各時代の代表的な内宮正遷宮の諸祭例を掲げている。上代は『皇太神宮儀式帳』が成立した延暦期、中古は文永期、近代は寛文期を指し、三者の重要性を強調する。中でも、『文永三年御遷宮沙汰文』は遷宮諸祭の情報が充実し、以降の遷宮諸祭の中核をなしたと見做しているため、守良は同書を頻繁に引用して見解を述べ、取り分け重視していることが窺われる。

次いで、守良が尊重した遷宮は、寛正三年（一四六二）内宮正遷宮と、「式年外遷宮」の二つであった。前者は、時代の趨勢を受けながら継続してきた遷宮諸祭の古儀が、『寛正三年造内宮記』に少なからず残存していたと認識しているためと思われる。後者は、仮殿遷宮のことで、正遷宮より先行する

遷宮の原初形態であったと考えていたからである。千数百年に及ぶ遷宮史の古式を求める上で、両者は『文永三年御遷宮沙汰文』に見える文永三年（一二六六）内宮正遷宮を補完するものと捉えていたと推察する。

更に、式年式月式日論を展開し、社殿の造営・御装束神宝の調製を毎年仮殿遷宮の形式で執り行う大祭を神嘗祭の祖型としている見解に、守良の遷宮研究の独自性が存している。

## □キーワード

正遷宮 蘭田守良 神宮典略 仮殿遷宮 式年式月式日

## はじめに

神宮式年遷宮を通史的・包括的に研究した神主は、蘭田守良<sup>①</sup>（以降、守良と略す）が初めてといっても過言ではなからう。守良の遷宮研究は、遷宮の総論から各遷宮諸祭の詳細を極め、またその原初形態を求めて考証されている。生涯をかけて書き記した『神宮典略』（以降、『典略』と略す）には、多くの史料を引用しながら、

表1 『神宮典略』第六・七巻目次一覧表

6											巻数																																																
遷宮上											巻名																																																
④			③				②				①		区分番号																																														
31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	項目名																												
納「天平賀」		御形		作「仮御樋代」		針返御事		薨祭		分祿		明衣分配		懸「雲形幕」		後鎮祭		採「御樋代木」		上棟		豎「心御柱」		立柱		地鎮祭		木作始		造宮諸祭の日時		心御柱		忌柱を採奉る事		材料を宮中に曳入る、事		材料を下す事		御袖		木本祭		山口祭		東西の宮処		造宮料足		新宮造宮の時期		式年		諸祭次第		外宮御遷幸の次第		内宮御遷幸の次第	
7											巻数																																																
遷宮下											巻名																																																
⑦			⑥				⑤				④		区分番号																																														
61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	項目名																													
饗膳直会		不「壊」古殿		大殿祭		御装束分配		古物渡		勤行文		一社奉幣		日時論		遷御日時卜定		式年月式日延引		式年月式日		相殿奉仕		新殿御幸		鶏鳴		神宝函簿		読合		御燈		祝詞文		御飾		河原大祓		洗清		召立		人垣		敷布		肩当		給「明衣」		絹垣		刺羽		行障		裁縫行事	

遷宮諸祭の儀式的な側面を確認するだけでなく、それらの特徴や機能、更にはその本質に言及している。そのため、守良以降の祠官をはじめ現在に至るまで、神宮研究者の多くは、『典略』の論説を大きな基準としている。

筆者は、以前の拙稿<sup>②</sup>において、守良の遷宮研究のうち仮殿遷宮について検討を加え、守良の『典略』「式年外遷宮」に焦点をあて、仮殿遷宮の本質を明らかにしたことがあるが、今回は拙稿で取り扱わなかった守良による式年遷宮（正遷宮）について考察したい。

そこで、『典略』の遷宮関係の各条目を抽出し、潜在する守良の意図を解析し、その史料的价值を確認したい。そして、守良が遷宮祭の祖型を求める態度を尊重しながら、どの時代の遷宮に着目しているか、理由を掲げながら展開していきたい。

本稿では、守良の遷宮研究から見えてくる典拠を重んじる律令家としての側面に限らず、正員禰宜家として特筆したい情報を抜粋し、管見を加えて論考したい。

### 一、『神宮典略』巻六・七「遷宮」における構成目次の区分

守良の遷宮研究は、主に『典略』第六・七巻に所収されている。当該巻の項目を一覧表化したものが、表1『神宮典略』第六・七巻目次一覧表である。この表1を見れば明白であるが、通し番号42の「河原大祓」（以降表1の通し番号を併記）を基準に、遷宮祭を上下巻二つに大別されているが、さらに①～⑦の七区分の細分化を試みたい。

上巻の区分①では、両宮の御遷幸、式年、造宮の開始時期、造宮料足や宮地について総論的な要素を纏めている。②では、御料木の伐り出しに関わる諸祭儀として「山作り」、③では鎮地祭から始まる造宮に関わる諸祭儀として「庭作り」、④では御屋根や金物、天平賀といった正殿に附随する事柄を挙げ、⑤では御装束

等に関わる「裁縫行事」(32)を中心に項目が設けられている。

続いて、第七巻の遷宮下⑥では、河原大祓より遷御を中心とし、御飾や御装束神宝の読合等といった殿内の奉飾を始め、新殿御幸に関わる事柄も取り扱っている。「新殿御幸」(49)条では、式次第に留まらず式年月式日論を展開している。様は守良の真骨頂といえる。最後の⑦では、遷宮の後儀として行われる一社奉幣、遷御奉仕後に行う勤行文、中古までの御装束分配行事、前後論争を含めた齋行日時論に伸展し、守良の禰宜職としての立場だからこそ把握し得る知見を説いている点は注目に値する。

## 二、遷宮史の画期と「諸祭次第」について

前置きとして、蘭田西神主守諸(もりつら)の子として出生した守良は、寛政元年(一七八九)閏六月九日、数え五歳にして権禰宜に補任されている。そして、文化六年(一八〇九)二十五歳の時に、父守諸の手扶として内宮正遷宮に奉仕し、その三年後の文化九年(一八二二)八月に父が逝去し、同年十二月に守良は禰宜に補任されている。文政十二年(一八二九)九月二日の内宮正遷宮遷御では、七禰宜として奉仕している。そして、『典略』を執筆したと思われる天保初期時点での守良の遷宮史の時代区分について推察したい。

抑々、表1区分①にある「諸祭次第」(3)において、上代・中古・近代と三時代に区分しているが、暫定的に上代をご鎮座より建久期以前、「中古」を建久期から寛正期、「近代」を永祿期以降と設定したい。

さて、本題である「諸祭次第」(3)において、守良は遷宮の初期を『皇太神宮儀式帳』(以降『儀式帳』)の頃としている。延暦二十三年(八〇四)に成立した同書を、上代の代表的な遷宮記録としている。

続く中古の代表的な遷宮を文永期、近代を寛文期に求めながら、三例を基軸に

遷宮史を捉えている。無論、内宮の遷宮記については、特に現存する最古の遷宮記である『建久元年内宮遷宮記』と続く『建久九年内宮仮殿遷宮記』、中絶期以前の遷宮記録の中でも貴重な情報を包含する『寛正三年造内宮記』等を多く引用している。

守良は、『儀式帳』より山口祭・木本祭・地鎮祭・立柱・後鎮祭・御船代祭・御形祭・御飾・川原祓・御遷幸・読合・後返祭の行事を列挙し、文永期の正遷宮では、山口祭・地鎮祭・豎三忌柱・杵築祭・船代祭・御形祭・読合・針返・川原祓・御遷幸・古物渡・大殿祭を、続けて寛文期は山口祭・木作始・地鎮祭・木本祭・後鎮祭・御形祭・御船代祭・立柱・読合・川原祓・御飾・御遷幸・古物渡・大殿祭を列挙している。文字の表記に若干の異同が見られるが、守良がこの三例を取り上げた点、諸祭の名称については一定の理由を有しているだけでなく、その順序についても注視したい。

例えば、『儀式帳』では山口祭・木本祭を斎行した後、宮地で地鎮を行い、同夜に心御柱を奉建する意味の立柱祭を執り行っている。近例として掲げている寛文期には、神宝読合の後に河原大祓を行い、殿内を奉飾してから遷御を迎えるわけであるが、『儀式帳』では「御飾・川原祓・御遷幸・読合」としている。「川原祓」以前に「御飾」として殿内奉飾を行い、読合行事は遷御の後、つまり遷宮祭の後儀として捉えている点は、守良の考察と併せて後述したい。また守良は「かゝるなるべし。今の世も大むねはかはらざれども其次第は異なり。」と諸祭の順序の変遷を是認しながら次第が継承され、殊更他の行事もあることを含んで詳細を一条に譲っている。

繰り返すが、諸祭儀について概括的に纏められたものは、『儀式帳』が初出であり、遷宮祭の原初を求める上で必要不可欠である。守良は、『典略』の各項目冒頭に『儀式帳』記載の有無を明記していることから、当然同書を最重要典拠の一つとして捉えていたといえるだろう。

ここで、『儀式帳』掲載の諸祭各項を確認したい。「新宮造奉時行事并用物事」条に「造宮使長官一人、次官一人、判官一人、主典一人、木工長上一人、番上工冊人入参来、即取<sup>⑦</sup>吉日、二所太神宮拜奉。」とあることから造宮使の拝賀が見え、以降山口祭は「次取<sup>⑧</sup>吉日、山口神祭用物并行事」条の次第で、「即山向物忌、以<sup>⑨</sup>忌鎌<sup>⑩</sup>草木茹初、然後役夫等草茹木切所々山野散遣。然宮造了時、返祭新物如<sup>⑪</sup>始。」と記されていることから返祭についても確認できるが、守良の取り上げた順番では、返祭が造宮完了後に執り行われていたと考えられる。他に木本祭は「次取<sup>⑫</sup>吉日、為<sup>⑬</sup>正殿心柱造奉、（中略）入杣木本祭」、地鎮祭は「次取<sup>⑭</sup>吉日、宮地鎮謝之用物并行事<sup>⑮</sup>」から読み取ることが出来る。また、立柱祭は「禰宜大物忌<sup>⑯</sup>、忌柱立始、然後諸役夫等柱竖奉。」と見えて、この忌柱（心御柱）を立て奉ることが立柱祭を指し、当時は同祭が鎮地祭の直後に行われていた。更に「正殿地築平料用物并行事」「為<sup>⑰</sup>造御船代木」「宮造奉了時、正殿東西妻御形穿初仕奉<sup>⑱</sup>」と見えて杵築祭（後鎮祭）・御船代祭・御形祭の各記事が確認できる。続く「皇太神御形新宮遷奉時儀式行事<sup>⑲</sup>」に「爾時禰宜正殿内<sup>⑳</sup>令入坐畢。即内御門<sup>㉑</sup>油火炬<sup>㉒</sup>、御装束物如<sup>㉓</sup>注文<sup>㉔</sup>讀申<sup>㉕</sup>、令<sup>㉖</sup>進<sup>㉗</sup>納御床代<sup>㉘</sup>畢時<sup>㉙</sup>禰退出<sup>㉚</sup>」部分で、正殿内で読合行事が行われているのが見え、他に川原大祓・御飾・遷御、そして奉遷後に読合して神宝奉納する各次第の様子が窺われ、同書と照合して見える諸祭儀は、造宮使拝賀を除いて十二を数えることができる。

注視すべきは、『典略』「諸祭次第」（3）に列挙されている「山口祭・木本祭・地鎮祭・立柱・後鎮祭・御船代祭・御形祭・御飾・川原祓・御遷幸・読合・後返祭」の各諸祭儀名とその順が、典拠である『儀式帳』を尊重している。繰り返すが、「後返祭」を末尾に記述していることから、造宮完了時に斎行されるという守良の主張が内在していると思われる。

### 三、文永期の正遷宮について

次に、中古で数多の遷宮記が現存する中で、守良がその代表として文永三年（二二六六）の正遷宮を記録した『文永三年御遷宮沙汰文』を尊重したと考えられる点を特筆したい。『典略』「卷六・七遷宮上下」の中から文永の正遷宮に関する守良の言説をまとめると次の①～⑪が挙げられる。

- ① 遷御の日時が卜定されていない点
- ② 山口祭が孟冬十月に行われている点
- ③ 御形祭の詳細が記されている点
- ④ 召立について
- ⑤ 河原大祓の次第の詳細と河合淵の場所が明記されている点
- ⑥ 遷御直前の御飾の際に、造宮使が祝詞を奏上している点
- ⑦ 「御燈」条に見える「火燈役」と「秉燭」との混同について
- ⑧ 「読合」条に見える遷幸後の神宝奉納について
- ⑨ 古物渡にて旧神宝を本様として取り扱い、新西宝殿へ移している点
- ⑩ 御装束の分配についての事例
- ⑪ 大殿祭の重要性と文永期の事例が詳細である点

続いて、①～⑪の項目について個別に取り扱っていききたい。

①については、「遷御日時卜定」（53）条で、「文永三年には日時<sup>①</sup>の宣旨は見えずして、九月十六日に内宮御遷幸あり。」と述べている。続けて「寛正三年には日時<sup>②</sup>の御定め有て、奉<sup>③</sup>遷<sup>④</sup>移御体於正殿<sup>⑤</sup>日、廿七日丁卯、と陰陽頭安倍有家の勘文ありて、十二月廿七日御遷幸と記せるをもて、中古の事を曉るべし。又仮殿

と云は臨時の御遷御にて、式月式日に拘るべきにあらざれば、日時の御定ありて、其日に遷奉る事正遷宮の式に異なり。」<sup>15</sup>と述べ、文永期と寛正期における遷御の日時選定並びに仮殿遷宮の遷御日時について着目している。文永期のように、内宮遷御日は式年式月式日である二十年に一度の九月十六日に行われるべきであり、日時選定の宣旨の必要がないと説いている。他方、寛正期は陰陽寮による卜定を経て、十二月二十七日に遷御を迎えている。仮殿遷宮の遷御日時の選定方法が正遷宮に採用されていることは、本来の式年式月式日に合致しないことを意味している。これは「造宮諸祭の日時」<sup>(15)</sup>条でも、「正遷宮には儲日なき理りなるを、仮殿にあるはいつより始りしか考がたし。是も朝廷に古例有ての事ならん。かくて此後内宮は寛正三年、外宮は康暦年<sup>○永享六年カ</sup>より百余年も新宮造替の事絶たれば、旧式も失錯せしならん。正遷宮も仮殿の例も同じ状に遷幸の日時を被<sup>レ</sup>勘下<sup>レ</sup>こと始まれり。」<sup>16</sup>とあり、遷宮中絶期を挟んで古式を遺失したと述べている。この点は更に後述したい。

②については、守良は「山口祭」<sup>(8)</sup>条で「此行事は孟冬の例にて、大神宮式に、凡大神宮年限満、応<sup>二</sup>修造<sup>一</sup>者、遣<sup>レ</sup>使<sup>(中略)</sup>孟冬始作<sup>レ</sup>之<sup>17</sup>」と『延喜大神宮式』<sup>(以降「大神宮式」)</sup><sup>18</sup>を典拠に述べている。そして、「新宮造宮の時期」<sup>(5)</sup>条においても、「内宮文永遷宮記に、同三年九月正遷宮、といへり。かく此頃まで孟冬に山口木本祭ありて、四ヶ年の九月遷宮仕奉る式は残れり。」<sup>19</sup>とあり、文永期まで山口祭・木本祭が孟冬十月に行われ古式が残置していると推察している。

③御形祭については、「御形」<sup>(30)</sup>条に、

此御形を穿る事は、今の世絶てしる人なけれど、文永遷宮記に、同三年九月十日、御形奉彫次第、地祭物忌父頭工等<sup>○原書二人名ヲ載セタレド煩ハシケレバ、著者ハ省ケリ。任<sup>二</sup>先例<sup>一</sup>令<sup>二</sup>供奉<sup>一</sup>、用途物、筆三管、墨三廷、白瓷三口、樋一口、杓一、小刀三、鑿三、釣鉤三、酒一瓶子、餅一外居、大少土器少々、折敷一枚、饗料米、物忌一斗、頭工三人各一</sup>

斗、小工三人各八升、官斗、物忌々具、以<sup>二</sup>忌鍛冶内人<sup>一</sup>、於<sup>二</sup>河原殿<sup>一</sup>奉<sup>レ</sup>作<sup>レ</sup>之、物具寸法尋常、作所勤、と有によりて考ふるに、酒餅を供て後墨をもて円形を画き、其処を穿て鏡形を納め粧れる物なり。<sup>(中略)</sup>

また飾り穿るは殿内と見えて、同遷宮記<sup>○文永遷宮記の次の文</sup>に、正殿御形板、頭工三人、頭代三人、地祭物忌父、各參<sup>二</sup>昇殿内<sup>一</sup>奉<sup>レ</sup>彫<sup>レ</sup>之、即結<sup>二</sup>儲麻柱<sup>一</sup>奉<sup>レ</sup>打<sup>レ</sup>之、とあり。かく殿内の御粧なれば、禰宜物忌の仕奉る古の例なるべし。<sup>今は頭工等のみ仕奉る事となれり。かくて延暦の時は、御形粧奉るは神宮にか、はりたれど、すべて金物を打飾り奉るは朝廷より御使の参來る例にて、帳に、新宮飭奉、使</sup>

官少弁已上一人、史生一人、鍛冶長上一人、参入、賚<sup>二</sup>塗<sup>一</sup>銀釘九十六隻、并雜金物等<sup>一</sup>、正殿飭奉、とあり。<sup>官少弁とは太政官の弁官をいふ。又大神宮式にも御粧金物を</sup>

委しく記したるは、朝廷より奉る故にて、後世に長暦官符寛正官符といふも、太政官よりの符なるにて知べし。<sup>今の世行事官より作り奉れる。かく金物飾始の御形祭如く成來しは近代の事なり。</sup>

事始有てより、雜金物は飾り奉る中古までの例なるを、寛正遷宮の時より後百余年も造宮の式絶たれば、故実を知る人なくして此御形祭の事も古式を失ふ如く成來れり。近代は頭工等のみ形ばかりに御形祭の状をなし、殿外東西の妻に飾り奉り彫事も絶て、釘にて固むる事となり、地祭物忌父は仕奉らずなりけり。<sup>此物忌父の仕奉る事は、文永の頃まで見えたり。(傍線は筆者)</sup>

とある。<sup>(20)</sup>文永期の御形祭では、供奉の品目や使用される用途物の種類と員数、御形の奉彫に限らず、殿内の御粧は「禰宜物忌」の奉仕が古式であるとされ、文末の傍線の通り、文永期まで存在し、先例であることが分かる。『儀式帳』や『大神宮式』を典拠として、金物は朝廷より使いを立てて奉飾にあたる古例であり、長暦及び寛正の太政官符も踏襲していると解される。酒餅を奉奠した後、殿内において墨で書かれた円形を穿ち、鏡形を奉飾する様が窺われ、金物の事始が御形祭にあたる古例であったが、中絶期を挟んで消失したと指摘している。

続いて、④の召立については、「召立」(40) 条に、

召立とは中世より遷幸供奉の権禰宜等神財を旧宮より新宮に運び送る事あり。其人々の歴名を予て記し置て、其期になりて其人の名を召立て、其神財を運送らしむる例なり。さる故に其文書を召立文といへり。上代にはかゝる事は見えず。(中略) 建久造内宮記に、同九年七月十五日に、明衣絹分配云々、加レ此之間、已<sup>七</sup>日暮畢、召立文戌時許清書畢。こは公文役の人のかき注すよしなり。文永遷宮記に、同三年九月十六日、召立役人氏繼神主束帯、立<sup>二</sup>外幣殿巽角<sup>一</sup>、御装束御辛櫃、自<sup>レ</sup>一迄<sup>レ</sup>七召立之云々、其後色々御神宝召立之、取物権任、自<sup>二</sup>外幣殿庸御倉<sup>一</sup>請預之、などありて、召立文のさまは建久文永の記に見えたるを例として、今も書しるす事とぞ成にける。大かた此遷宮記はあまた中古の記文なければ考がたし。

と守良が述べていることから、建久の遷宮記<sup>(23)</sup>と併せて文永の遷宮記<sup>(24)</sup>がなければ、その概要を知り得なかつたと説いている。実際、建久九年(一一九八)は仮殿遷宮記であり、文永の遷宮記を補完する役割が果たされている。

⑤「河原大祓」(42) 条で、守良は文永の遷宮記より文永三年(一二六六)九月十六日条「河原御祓云々、出<sup>二</sup>鳥居<sup>一</sup>、経<sup>二</sup>恒例河原御祓参道下大庭<sup>一</sup>、参<sup>二</sup>著河合淵端<sup>一</sup>、御装束御辛櫃、一禰宜之前、南上西面奉<sup>二</sup>昇居<sup>一</sup>之、次取物権官、御河之端一面、迄<sup>二</sup>瀧祭之瀬<sup>一</sup>、烈立、于<sup>レ</sup>時御巫内人重成、衣冠、向<sup>レ</sup>西勤<sup>二</sup>仕御祓<sup>一</sup>、御麻付<sup>二</sup>木綿於神枝<sup>一</sup>云々、而先例御巫之二臈、以<sup>二</sup>件御麻<sup>一</sup>奉<sup>レ</sup>振<sup>二</sup>于御装束御辛櫃<sup>一</sup>云々、次禰宜同前後手、御巫内人申<sup>二</sup>祝言<sup>一</sup>、其後帰<sup>二</sup>参新宮<sup>一</sup>」を引用しながら、「さて河合淵とは即ち今の落合淵にして、文永の頃より此処にて此大祓あり。三節祭恒例の河原祓所は今の八百万の拝所をいへるに似たり。」<sup>(26)</sup>と述べ、文永期の遷宮記を根拠として、河原大祓の位置を現在の神路川と島路川が合流する地点に

近い祓所で行われていたと述べている。

祓所の位置に留まらず、同年九月十三日条の「御神宝、御装束、御金物御辛櫃等、西中刻、参<sup>二</sup>著宮中<sup>一</sup>、忌部勤<sup>二</sup>仕御祓<sup>一</sup>、奉<sup>レ</sup>昇<sup>二</sup>置河原殿一殿<sup>一</sup>」<sup>(27)</sup>部分を引用しながら「驛使の忌部の祓清て河原殿一殿に入置を、河原の祓に出し祓浄めて、外幣殿に納めし状に聞ゆるは中古の例なるべし。近代の事は驛使より神財を受取て、庁舎などの便宜の殿に納置て、河原大祓に祓清めて内院の御飾に参る事となるよし、慶長寛文の記に記せり。明和遷宮川原祓条に、御装束神財等送り奉る次第行列中此運送もみだりなりける状はしられたり。」<sup>(28)</sup>と述べていることから、守良は明和六年(一七六九)の内宮正遷宮に際し、中絶していた神宝運送行事の古儀を文永期に求めていたと解される。

⑥「御飾」(43) 条について、守良は、『文永三年御遷宮沙汰文』文永三年(一二六六)九月十六日河原御祓事条を引きながら、「新調御装束を新宮内院に持参る事ありて、其後一禰宜、昇<sup>二</sup>居御辛櫃於御階之際<sup>一</sup>、奉<sup>レ</sup>取<sup>二</sup>出御装束<sup>一</sup>、任<sup>二</sup>式目<sup>一</sup>奉<sup>二</sup>粧始<sup>一</sup>云々、玉串行事之後、一禰宜撃<sup>二</sup>御鍵<sup>一</sup>蹲<sup>二</sup>踞御前<sup>一</sup>、于<sup>レ</sup>時使進<sup>二</sup>参御階下<sup>一</sup>申<sup>二</sup>詔刀<sup>一</sup>(中略)さて告詞は遷幸以前に読上のよし見えたり。是ぞ中古の式ならんか。」<sup>(29)</sup>と遷御直前の御飾において、造宮使が祝詞を奏上している点を中古の正遷宮の特徴の一つとしている。

⑦は「御燈」(45) 条で「火燈」と「秉燭」の差異について触れている。『寛正三年造内宮記』の「出御」条<sup>(31)</sup>を引用しながら、

一 禰宜参昇拜後、大床出、踞踞、秉燭役人被<sup>レ</sup>参候<sup>エト</sup>申亦参入、于<sup>レ</sup>時秉燭役人(中略)人長内人火燃<sup>テ</sup>進<sup>レ</sup>自<sup>レ</sup>下於<sup>二</sup>三段階<sup>一</sup>取<sup>レ</sup>之、左右同時参昇(中略)各切燈台居進、西<sup>ハ</sup>東向、東<sup>ハ</sup>西向其下囀候云々、また新宮参、御戸開、於<sup>二</sup>三段階<sup>一</sup>御火秉、同役人氏元右方、同時令<sup>二</sup>参昇<sup>一</sup>、左右切燈台居進、其下候遷御奉<sup>レ</sup>待、件御燈、人長内人自<sup>二</sup>作所<sup>一</sup>百文給、令<sup>レ</sup>用<sup>二</sup>意燈<sup>一</sup>進之、本宮料

同勤之、とあり。近代も此寛正の例に依れり。切燈台四具、新古御殿の料、頭工等新調進り、人長内人鑽火を用意して階下に候し、秉燭役人に進むる事など皆然り。かくて此火燈役を近代秉燭役といふは誤なり。文永嘉元遷宮の頃までも火燈役と見ゆれば、寛正の以前より唱へ混へるならん。上にいへる如く、器照日<sup>レ</sup>燈、豎焼日<sup>レ</sup>燭、といえは秉燭は燭を手に乗をいふにて、今の松明なり。油器にて照すとは異なり。故考ふるに、中古遷宮記に火燈を火炬と記したる炬字より混ひたるか。(中略)正しくは火燈役と云べきを、近代は寛正の誤を伝へ来し物なり。(傍線は筆者)

<sup>32</sup>と述べていることから、文永期の頃まで「火燈役」との表記が見え、『文永三年御遷宮沙汰文』<sup>33</sup>にも遷御時に火燈役人四員昇殿と明記されている。「秉燭」は松明の事を指し、寛正以降に火燈と混同されるようになったとしている。

⑧の「読合」(46)条については、抑々守良は「読合とは官符にのせたる装束の注文を讀合して、古式のまに御飾を設け、また神宝を奉<sup>レ</sup>納る事なり」<sup>34</sup>と御装束の注文から奉飾、御神宝の奉納までを讀合と捉えている。そして、文永の遷宮記の文永三年(一二六六)九月十三日条より、玉串行事所で御神宝到着の見知を行い、遷御後召立て神宝奉納までを引用している。

同三年九月十三日、御神宝御装束御金物御辛櫃等酉中刻、参<sup>二</sup>著宮中<sup>一</sup>、忌部勤<sup>二</sup>仕御被<sup>レ</sup>、奉<sup>レ</sup>昇<sup>二</sup>置河原殿<sup>一</sup>、而今夕為<sup>レ</sup>讀合、弁代神祇伯被<sup>二</sup>参宮<sup>一</sup>云々、同十四日御装束讀合行事に、宮庁讀合役人等、進<sup>二</sup>参于新宮齋王候殿<sup>一</sup>、○中其座弁代北座東上南面、自<sup>レ</sup>東第二柱、其次史、其次史生、官掌、神祇官南座東上北面、宮司南座西上北面、禰宜東座北上西面、讀合役人西座東面云々、史生入<sup>二</sup>送官符於覽筥蓋<sup>一</sup>、持<sup>二</sup>参宮庁<sup>一</sup>、々々召<sup>二</sup>讀合役人<sup>一</sup>、々々進<sup>二</sup>参<sup>一</sup>、跪賜之、帰<sup>二</sup>著本座<sup>一</sup>、其後御装束御神宝御辛櫃、八重疊之南、以<sup>レ</sup>東為<sup>レ</sup>上奉<sup>二</sup>昇居<sup>一</sup>之、

藪田守良の正遷宮研究について——文永三年内宮正遷宮を中心に——(堀川)

○中其後一御辛櫃、弁代与<sup>二</sup>宮庁<sup>一</sup>之中間、東第一奉<sup>二</sup>昇入<sup>一</sup>、○中物忌父<sup>○</sup>人略<sup>レ</sup>出<sup>二</sup>御装束<sup>一</sup>、加<sup>二</sup>拜見<sup>一</sup>以<sup>二</sup>鉄尺<sup>一</sup>指<sup>二</sup>寸法<sup>一</sup>、自余御辛櫃一々拜見、後々不<sup>レ</sup>指<sup>二</sup>寸法<sup>一</sup>、又御神宝御辛櫃、召<sup>二</sup>道々細工<sup>一</sup>、任<sup>二</sup>式目<sup>一</sup>加<sup>二</sup>見知<sup>一</sup>、其後御金物御辛櫃等、瑞垣御門内西脇奉<sup>二</sup>昇入<sup>一</sup>之、行事官等参入、○中任<sup>二</sup>次第<sup>一</sup>、送官符の次第なり。云々、此次に金物打奉る行事あり。また<sup>遷幸の</sup>先後陣、并敷道奉仕内人等召立之云々、御<sup>二</sup>鎮坐于新宮<sup>一</sup>、奉<sup>レ</sup>納<sup>二</sup>御神宝<sup>一</sup>之後、使同申<sup>二</sup>詔刀<sup>一</sup>、とあるは、上代の状と異なる如く見ゆれど、帳に、驛使云々、令<sup>レ</sup>参<sup>二</sup>入外院太玉串所<sup>一</sup>、といへば此行事所にて到着の始め見知有るより転りて、齋王候殿に到着の見知有る状、此行事所にて今も例幣の見知あるを併せ見るべし。遷幸の後神宝奉納の状も建久の記に異ならず見ゆ。

(傍線は筆者)

<sup>36</sup>とある。御装束・御神宝・御金物各種が宮中に参着して、それぞれ奉納されるころまで追っていきたい。宮中に到着後、忌部氏が修祓を勤めている。恐らく殿内に奉飾される御装束や、九月十五日に行われる御金物行事の際に奉飾される御金物類は、九月十六日の河原大祓では修祓にかけられないため、ここで先んじて祓われると考えられる。そして、辛櫃は一殿に安置され、十四日に新御敷地の齋王候殿にて、御装束御神宝御金物の讀合行事を迎える。『文永三年御遷宮沙汰文』九月十四日条に「忿為<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>打<sup>二</sup>御金物<sup>一</sup>、且可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>其沙汰<sup>一</sup>歟之由、宮庁被<sup>二</sup>計申<sup>一</sup>之処、如<sup>二</sup>勅定<sup>一</sup>者、不<sup>レ</sup>待<sup>二</sup>遲参之輩<sup>一</sup>、可<sup>レ</sup>致<sup>二</sup>沙汰<sup>一</sup>之由、被<sup>二</sup>仰下<sup>一</sup>之旨、史生令<sup>レ</sup>申之間、始<sup>二</sup>讀合<sup>一</sup>」<sup>37</sup>とあることから、御金物から讀合され、物忌父久清等によつて御装束は取り出されて寸法等を点検し、御神宝は工人等をして式目と照合して後、御金物は正殿に取り付けるため、瑞垣内に進められている。傍線部にあるように、新殿へ遷御して、召立が行われて御神宝が奉納され、造宮使が祝詞を奏上している。『儀式帳』の時代には、齋王候殿ではなく玉串行事所で見知が行われているが、召立及び神宝の奉納は遷御の後に行われており、『建久元年内宮

遷宮記』にも「入御之時、昇上御帳、無為遷御、祭主官司如前御階左右立、召立役人同前（中略）神財等無為奉納」とあり、文永期は建久期を踏襲しているといつて良い。さらに、守良は続けて、

寛正遷宮記に、十二月廿三日御装束御神宝等御着、同廿四日読合行事に、斎王候殿參烈云々、物忌父等名略自略自行事官、方鉄尺請取、京下奉行手ヨリ御装束請取、東向加三拜見云々、次金物云々、同廿七日河原御禊行事云々、同夜出御行事に、任三召立文読立、取物神宝運渡あり。次遷幸訖て、末座禰宜男柱下立、任三召立文左、右、御神宝執伝エマイラセ、御床御神宝御床ニ備、其外御神宝如二本宮一東西奉取納云々、退出、とあり。此時は装束物等読合見知の後河原祓あり。又遷幸の後召立文の次第に殿内へ納め奉る事あるにて、いさ、か古の残れるを見るべし。河原祓に御装束を清むる事、上代は奉納するは古の読合の状なり。是中古の式なるべきを、近代慶長三年の遷宮の時、御神宝を新殿に奉納の後遷幸まし、中臣、官司、告刀申退出づる事となりてより例と成つるか。寛文遷宮の時も寛正慶長の例を用ひられたれど、遷御後読合の状はなくなれり。御装束物到着初に斎王候殿にて加見知て読合行事ある事、今猶寛正の時の如し。（傍線は筆者）

とあり、『寛正三年造内宮記』<sup>(39)</sup>を引いている。十二月二十三日に御神宝が到着し、翌二十四日に斎王候殿で読合行事が斎行されている。そして、二十七日に河原祓、同夜に遷御を迎え、遷御の後に召立文に従って御神宝を奉納している様子は、文永三年（一二六六）の正遷宮を踏襲しているといつて良い。守良は、傍線部に記載の通り、この順序を「中古の遷宮」と位置付け、延いては寛正期と同じ式次第で遂行された文永の正遷宮が、古い形式であると是認している。但し、守良は傍線部の割注部分に見える通り、古代では殿内及び奉遷の御料は、河原大祓の対象では

なかつた可能性を示唆するとともに、「召立文によりて奉納するは古の読合の状なり」と述べていることから、御神宝は遷幸後に奉納される点が古態と捉えている。<sup>(41)</sup>  
⑨の「古物渡にて神宝を本様として取り扱ひ、新西宝殿へ移している点」では、『典略』の「古物渡」（57）条冒頭より見ていきたい。

古殿の旧神財を新東宝殿などに運渡して、納め置をいふ名目なるべし。帳には此事見えざれど、大神宮式に、其旧宮神宝遷取新殿、とあるに依ならん。文永遷宮記に、同三年九月廿九日午上刻許、正員禰宜八人束帯、在恒例明衣、官司三人束帯、參新宮玉串行事所略中烈立、御巫内人重成衣冠、勤仕御祓、于時蹲踞在二手一度、在御塩湯、其後禰宜先陣、官司後陣、自南御門參古宮著石壺、略中一禰宜延季捧持御釜、參瑞垣門内、官司東、禰宜西列居、其後一禰宜奉開御戸之後、傍官禰宜、并以前火燈役人延行、氏成神主參昇、可奉渡御神宝之由、有其沙汰被退出、但火燈役人者、祇候于古殿、官司禰宜各出自南御門、參新宮石壺、略中奉開御戸、略中其後五六七八禰宜并大物忌父有兼神主參古宮、奉出御神宝奉渡之、其間於西鳥居古宮新宮之中間、在御塩湯、新宮西宝殿者、安兼常親神主、大物忌父弘国、宮守物忌父尚清神主、古宮西宝殿者、憲継行久神主等參昇、同奉出御神宝、供奉權官、古宮宝殿相並勤仕其役、斯中須我利玉纏御太刀各一腰、為來度御遷宮本様、奉納新宮西宝殿、略中此外皆悉奉渡訖、其後東西宝殿御幌奉懸之、是御遷宮之夜、任旧記用行障之間、于今延引云々、其後帰著石壺、拜八度手兩段、外幣殿古物同奉渡之、と委しく見え、別宮荒祭古物渡は、權司致見知奉行、略中本宮左、五禰宜氏忠、八禰宜経雄、右、權司国時、新宮左、二禰宜延成、三禰宜成行、四禰宜経元、七禰宜尚良、任三先例令羅列之處、略中又御神宝彫馬、新古二疋、奉納正殿、其外御馬奉納御倉、是旧例也、とも記せり。（傍線は筆者）

このことから、古物渡について守良は『儀式帳』には記載がなく、『大神宮式』には「其旧宮神宝、遷<sup>(43)</sup>取新殿」としか記されていないとした上で、文永の遷宮記には式次第の仔細がある点を記している。同行事は、恒例的に明衣で奉仕されてきたと考えられるが、文永期は正員禰宜八員の総員参列で束帯着装に付き、重要な位置付けであることは明白である。当時の長官延季神主が、古宮正殿を開扉し、火燈役人延行・氏成両神主が殿内に進む。これも、殿内奉飾が家職伝達の一環として捉えることが可能であろう。そして、新宮側の御扉は、子良を伴い長官延季が開扉し、古殿同様に火燈役人が祇候する。五から八までの禰宜四員と大物忌父有兼神主が古宮に進み、御神宝を伝進し、両御敷地の外玉垣東西御門を通る際に、御塩湯の修祓を受け、新宮へ奉納されたと考えられる。古西宝殿に関しても、御神宝は新西宝殿へ受け渡され、「須我利玉纏御太刀」は傍線部の通り、次回遷宮の本様としての役目を担っていた。また、外幣殿の古物も同様に新外幣殿へ移され、荒祭宮については新殿に新古二正の彫馬を納める旧例があり、それより以前のものは御倉に納められていたと解すことができる。

⑩は、古物渡後に行われる古装束類等を奉仕員へ分配する行事である。前項同様に『大神宮式』の「其旧宮神宝、遷<sup>(43)</sup>取新殿、但絶綿之類、頒<sup>(45)</sup>給大神宮司及禰宜、内人等、神祇祭主処分、亦共有<sup>(45)</sup>」をあげる一方、神宮側の史料では『太神宮諸雑事記』長保二年（一〇〇〇）九月条「太神宮御遷宮。（中略）後古物分配之日、縫殿助宣茂<sup>(46)</sup>祭主<sup>(46)</sup>為<sup>(46)</sup>祭主目代、執行了也。」をあげているが、『大神宮式』『太神宮諸雑事記』ともに具体的な記述がない。そこで守良は、正遷宮古装束類等分配の詳細な事例を文永遷宮記に求めている。

同三年十月一日、古殿御装束分配事、一禰宜束帯、二禰宜以下衣冠、<sup>(47)</sup>襪、先新宮神拝之後、参<sup>(48)</sup>昇旧宮、奉<sup>(48)</sup>開<sup>(48)</sup>御戸、傍官禰宜并火燈権任人、公文<sup>(48)</sup>六、玉串、物忌等<sup>(48)</sup>各人<sup>(48)</sup>参昇<sup>(48)</sup>中<sup>(48)</sup>実継帯<sup>(48)</sup>三<sup>(48)</sup>宝<sup>(48)</sup>治分配記文、申<sup>(48)</sup>指南、至<sup>(48)</sup>有<sup>(48)</sup>相違<sup>(48)</sup>一者、

藪田守良の正遷宮研究について——文永三年内宮正遷宮を中心に——（堀川）

任<sup>(49)</sup>見在<sup>(49)</sup>二分<sup>(49)</sup>之、玉串物忌之所役也、爰実俊神主<sup>(49)</sup>目書<sup>(49)</sup>儲相分文、随<sup>(49)</sup>員数<sup>(49)</sup>令<sup>(49)</sup>合<sup>(49)</sup>点<sup>(49)</sup>云々、とありて、禰宜八人、火燈役人、玉串、物忌等に分配せり。<sup>(49)</sup>御装束物委<sup>(49)</sup>し<sup>(49)</sup>また大殿掃綾、序分五段、傍官七人各三段、火燈役人四人各一段、<sup>(49)</sup>召立役人一段、宝殿役人四人各一段、古殿参昇二人一段、<sup>(49)</sup>公文所分配事、<sup>(49)</sup>古殿天井蚊屋壁代御幌云々、任<sup>(49)</sup>先例<sup>(49)</sup>分配之云々、また辛櫃御衣櫃、一禰宜、傍官七人、召立一人、火燈四人、玉串大物忌父、権任二百一人<sup>(49)</sup>、<sup>(49)</sup>六位五人、<sup>(49)</sup>合<sup>(49)</sup>公文所十三人に分配あり。此外祭主宮司分配のよしはあれども、委し<sup>(49)</sup>く記されず。

と書き記している。<sup>(48)</sup>長官延季神主が束帯、二禰宜以下が衣冠で奉仕にあたり、古殿を開扉して「禰宜八員、火燈役人、玉串、物忌等」に分配していることが分かり、次第の仔細が文永期に依拠するところが大きいといえる。

最後に、⑪の大殿祭の重要性和文永期の事例については、「大殿祭」（59）条で、「大殿払とは古へ旧殿を壊むると其地の神を鎮め祭り、其後破却する事なりけり。（中略）かく其地の神を鎮め和して後、其宮を破るぞ上代よりのならはしなりけん。此大嘗宮の始は、山口祭また後鎮祭の条に引いていへる如く、此大嘗造宮の状によく似<sup>(49)</sup>たり。されば此大嘗の旧殿を祭るにも引出て、ひとつ例なるを曉さんとすなり。」と上代より大殿払が旧殿破却の折に宮地の神を鎮め祭るだけでなく、守良は大嘗祭と式年遷宮の類似性を主張している。

中古より此祭は絶たるか、諸遷宮記に見えず。文永遷宮記に大殿払の名目見え、嘉元二年遷宮記の大殿払条に、禰宜已下乗燭役人玉串物忌参昇、奉<sup>(49)</sup>掃<sup>(49)</sup>除殿内塵芥、但如<sup>(49)</sup>前々記文<sup>(49)</sup>者、被<sup>(49)</sup>著<sup>(49)</sup>束帯<sup>(49)</sup>之、今度無<sup>(49)</sup>其儀<sup>(49)</sup>、有<sup>(49)</sup>用<sup>(49)</sup>衣冠<sup>(49)</sup>例<sup>(49)</sup>上<sup>(49)</sup>之由、三禰宜<sup>(49)</sup>氏<sup>(49)</sup>被<sup>(49)</sup>申<sup>(49)</sup>之間、其儀可<sup>(49)</sup>直<sup>(49)</sup>之旨有<sup>(49)</sup>沙汰<sup>(49)</sup>、衣冠用<sup>(49)</sup>襪畢、とあり。こは大殿払の払の字に依て、殿内の塵芥を払ひ清むる事と思ふより、かく衣冠を用ふる例も出来ぬれど、もと束帯を著て奉仕するは、

さすが此祭の名残にかゝる古例も有しなり。恒例の神祭に各束帯を用ふるは、大さ祭の時なるをもて准へ知べきなり。

て旧殿を破壊は延暦の帳に返祭の事見え、文永遷宮記、同四年六月十一日院宣云、神宮古殿壞退事、任三先例可レ致沙汰之由、可下令レ下二知祭主卿一給上者、依二院御気色一執達如件、また同二十一日神宮依二院宣一注進に、抑造替御遷宮之後、本宮古殿者祭主、東宝殿者大宮司、西宝殿者一禰宜、令二拝領一之例也、此外重々御門、殿舎、御倉、并別宮古殿等者、任用宮司、傍官禰宜、權任神主等同所三拝領一也云々、とあれば、上古より旧殿等は祭主宮司禰宜權任神主の拝領する例なるべし。かくて同記に、同三年十一月一日、殿舎分配条に、正殿一字、祭主東宝殿、大司荒祭宮正殿、少司外幣殿、權司西宝殿、酒殿一殿、御稻御倉、伊雜宮忌屋殿、已上四字一禰宜月読宮正殿、調御倉、荒祭宮御門、二禰宜伊佐奈岐宮正殿、三禰宜塩御倉、四禰宜伊佐奈岐宮小殿、五禰宜由貴殿、六禰宜鋪設御倉、七禰宜伊雜宮正殿、八禰宜荒祭宮御倉、九禰宜月読宮小殿、十禰宜月読宮忌屋殿、宮政所また瑞垣、蕃垣、玉串、第四の諸門、齋王候殿、舞姫候殿、御輿宿、主神司殿、九丈殿、忌屋殿、齋王御膳殿、御厩、庁舎、河原殿、車宿、已上四ヶ所權任神主二百二人分一鳥居、宮掌任三先例一賜之、と委しく記せり。此諸殿御門、別宮諸殿は新に造替の例なれば、其旧殿諸門を分配あるなり。此後寛正遷宮の時、諸殿朽損にて分配の沙汰は見えす。

とあることから、守良は諸遷宮記には「大殿祭」の文字が見えないが、文永遷宮記に「大殿払」の文字が確認できると述べている。この「払」を「殿内の塵芥を払ひ清むる事」と理解していると同時に、この「大殿祭」条に記載していることから、大殿祭＝大殿払と捉えていたと推察できる。「もと束帯を著て奉仕仕る」「さすが此祭の名残にかゝる古例も有しなり。」と記述していることから、大祭に準ずる重要性を説き、その後の分配までの典拠を文永の遷宮記に求めていることは、尊重していることに他ならない。

以上のことから、守良は中絶期に遺失された祭儀の仔細を検討するにあたり、文永三年（一二六六）内宮正遷宮の諸祭に古儀が残存していると思慮している。それ故、「諸祭次第」（3）条で中古の代表的な遷宮を文永期と選定したと類推される。

#### 四、世襲禰宜家と記述態度の関係性

前述した通り、守良は文化六年（一一八九）に父守諸の手扶として、文政十二年（一八二九）には七禰宜として、内宮正遷宮の遷御に奉仕している。

従って『典略』では、守良が禰宜職乃至手扶で奉仕したが故に了得できた事柄が散見する。その中から、先に掲載した表1より、明衣分配（24）・裁縫行事（32）・肩当（37）・人垣（39）・御飾（43）・御燈（45）・読合（46）・新殿御幸（49）・相殿（50）・一社奉幣（55）・勤行文（56）・古物渡（57）・御装束分配（58）を抜粋したい。但し、御飾・読合・奉遷に関わる祭儀は例外的に触れたいが、基本的には山口祭をはじめとする遷宮諸祭の祖型を探索する箇所が点在するため、その点は別に機会を設けたい。

初めに、明衣分配（24）では、『儀式帳』地築祭条に、庸布八十端が官庫より出納していることが記され、『大神宮式』においても「築三平正殿地一禰宜内人等八十人、明衣料庸布八十段」とある。守良は、当条で『儀式帳』『大神宮式』成立より存続する制度として認めつつ、「此明衣を服て、杵築祭に仕奉る事なり。」と、分配の明衣は、杵築祭で使用されていたと述べている。『寛正三年造内宮記』寛正三年（一四六二）十二月二十一日の杵築祭条を典拠として「禰宜權禰宜各着三衣冠一明衣掛參、於三桜宮前二各白杖賜云々、件明衣絹、古拾端官下、近代自二造宮所一八端四丈、然今度依レ無二用意、六疋被レ下三行於公文所、兼日分配下行、禰宜各一幅六尺、權任各任三先例一八破五尺宛、各以三差出二請之、とあり。八破五尺宛といふは、一疋は此後裁縫の行事にも同じ状に見えれば、此頃まで縫行事、裁度分四丈ならん」。

配の儀ありて、手襷の如く肩に掛るのみなれば、明衣の名のみならいさ、か古式を残せる物なり。」と述べていることから、寛正の正遷宮では禰宜・権禰宜が衣冠の上に掛明衣を着け、宮処を築き固めるための白杖を受けて杵築祭に奉仕している様子が窺える。ただ、造宮所からの用意ではなく、寛正期当時は公文所から下行されている。他に数量記載の点、奉遷御料を調製する裁縫行事でも分配されている点、及び「掛明衣」として「明衣」の呼称が残存し、「いさ、か古式を残せるものなり。」と特記している。

次に、裁縫行事(32)では、当行事自体を「裁縫とは絹布を裁、また縫事をいふ。(中略)用物は皆朝廷より給はれる事なる故裁縫には及ばず。神宮にて此事あるはいつより始まりけん知がたけれど」と捉えている。続いて「建久仮殿の時、同九年七月(中略)十五日条に忌火屋殿にて着座の状は、正員禰宜各南座北<sub>レ</sub>向、但一神主西座向<sub>レ</sub>東、権禰宜清忠西座向<sub>レ</sub>東、取<sub>レ</sub>尺奉<sub>レ</sub>裁之、先御被、一神主奉<sub>二</sub>縫始<sub>一</sub>天、已下禰宜及権任神主次第<sub>七</sub>奉<sub>レ</sub>縫之<sub>五</sub>」と記し、建久九年(一一九八)の仮殿遷宮記が初見であると推察し、正員禰宜と権任神主等が忌火屋殿へ参入し、長官重草神主が御被の裁縫を開始、以降裁縫行事に従事している。その上、守良は「古より忌火屋殿より外に裁縫の例なきよしなり。近代は古式をまがへて、東宝殿の下にて形ばかり此行事あり。」と、右の史料から守良は、忌火屋殿外で裁縫行事が行われた例拠がないことを述べ、江戸時代では形式的に東宝殿下で行われていたことが分かる。

肩当(37)については、「肩当とは綾錦をもて左にまれ右にまれ肩に纏ふをいふ。みな此殿内所役の正権禰宜等の用ふる例なり。そは御遷御の時にのぞみて神物などを肩に擔ふは、己が衣服の上に置事を憚りて纏ふ料なり。(中略)今も手袋・含面・肩宛の三種は、昇殿の人私に備ふ事也といへり。」とある。守良は、肩当を昇殿もしくは奉戴等殿内所役に関わる御料とし、直接自分の装束に神物を置くことが憚られるため、用いられたことが分かる。

人垣(39)では、『儀式帳』遷御条の「大神宮司、人垣仕奉人等召集、即衣垣、衣笠、刺羽等<sub>平</sub>令<sub>レ</sub>持<sub>豆</sub>、人垣仕奉男女等<sub>七</sub>、太玉申令<sub>二</sub>持捧<sub>一</sub>豆、左右分立<sub>五</sub>」を引用しており、遷御時の鹵簿列の分立の様が窺われる。守良は「此男女は大内人二人、物忌父小内人十六人、禰宜内人等子弟十二人、禰宜内人等妻子三十人にて、白布衣袴裙等六十具を遷奉人垣料に給ふといへば、此祭服を服、太玉申をもて仕奉るならん。か、れば後世に此玉串を給ふ事も、妻子等の仕奉る事も絶たれど、禰宜内人の子弟なる権任神主の明衣を着て、絹垣行障また神財を運持も皆この人垣の残れるは云も更にて、清酒作・酒作内人已下別宮の内人等浄衣を服て筵道の左右に分立るも、みな上代の遺制なるなり。か、る故にみな明衣を給はりて仕奉る事になん有ける。」と述べている。祭服を着装して玉串をもって妻子が奉仕する古儀が失われてしまったが、絹垣行障を用いて且御神宝を捧持して御列を組み、清酒作・酒作内人・別宮内人等が浄衣で分立する古式が残っていると記載している。

次に、前節でも取り扱った御飾(43)・御燈(45)・古物渡(57)の特徴について見ていきたい。守良は、御燈が松明所役ではなく殿内の火燈役であると主張していた。

御飾(43)を見ると、『儀式帳』新宮奉遷条の九月十六日条の「以十六日、御装束物等祓清<sub>豆</sub>、(中略)以亥時始<sub>豆</sub>、然即御装束物等皆悉持参入<sub>豆</sub>、参入内院中御門使中臣告<sub>三</sub>刀申新宮仕奉<sub>豆</sub>遷奉状、并御装束儲備奉進状。如之申畢<sub>豆</sub>、使中臣一人、并大神宮司御装束物<sub>平</sub>令<sub>レ</sub>持<sub>豆</sub>、新宮<sub>爾</sub>参入<sub>豆</sub>、正殿御橋下侍。<sub>東使中臣、西大神宮司。</sub>爾時大物忌先参上、手付初、次禰宜参上<sub>天</sub>、正殿戸開奉<sub>天</sub>、正殿内四角燈油燃<sub>天</sub>、御装束具進畢、皆悉罷出<sub>五</sub>」を用いている。御装束等を河原大祓で修祓した後、新宮へ移動し、禰宜が昇殿して開扉、御殿内四隅の切燈台に火を灯して奉飾に従事していることがわかる。下って『寛文九年内宮遷宮記』寛文九年(一六六九)九月二十六日条を引用して「河原祓云々、次神財<sub>中</sub>乍<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>櫃、以<sub>二</sub>大麻<sub>一</sub>左右

振懸奉<sub>レ</sub>清云々、其の後正権禰宜<sub>（手扶權任已）</sub>新宮に参入<sub>（上なり）</sub>」と、正権禰宜が奉仕にあたっての点を特筆している。また、守良は「此次に御飾の事あり。先御幌、次御壁代、次蚊屋、次御床と其飾がま見えたり。」<sup>(66)</sup>と奉飾の順を明記している。これは、同書の「御飾之事（中略）河祓後新宮参入、御階前烈座東上北面、于<sub>レ</sub>時自<sub>二</sub>長官之館<sub>一</sub>御匙出納持参、御鎰請取後、先一禰宜、九禰宜相具令<sub>レ</sub>昇<sub>レ</sub>階御戸奉<sub>レ</sub>開、後九禰宜退下、次二禰宜<sub>（ヨリ）</sub>次第昇殿、然所御辛櫃等從<sub>レ</sub>跡清酒作内人雖<sub>二</sub>持参<sub>一</sub>往還用路令<sub>二</sub>群集<sub>一</sub>及<sub>二</sub>遅々<sub>一</sub>歎（中略）任<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>先御幌奉<sub>二</sub>掛替<sub>一</sub>（中略）、次御壁代長六丈広六幅之生絹<sub>（於）</sub>御戸之東之柱之脇<sub>（ヨリ）</sub>以<sub>二</sub>肱金<sub>一</sub>絹耳壁奉<sub>二</sub>打付<sub>一</sub>（中略）次蚊屋天井掛進、毎度之例也、故先御床之御装束飾進<sub>（67）</sub>と掲載していることから、奉飾順も裏付けられる。

御燈（45）は、守良が「奉遷の行事はすべて深夜に仕奉る事なれば、此火燈を儲くる事なり。」<sup>(68)</sup>と述べ、遷御の儀で使用される火燈に限つての記述である。前述の通り、新正殿内において夜間齋行の祭儀で使用される御火乃至火燈と、乗燭の混同についても取り扱っている。『儀式帳』及び『大神宮式』<sup>(69)</sup>では燈台五具新造する旨が記され、守良は「此中四具は殿内の料、今一具は考がたし。<sub>（試にいはいは、もあら）</sub>」<sup>(70)</sup>と、新殿の四隅と御門一箇所の御料であると推察している。

引用が重複するが『儀式帳』奉遷条、及び同書の「正殿戸開奉、<sub>（先大物忌戸手付初、次禰宜参上戸開）</sub>即正殿内燈油燃、御船代開奉<sub>（71）</sub>」を挙げて、守良は「御飾の時も遷幸の時も、正殿内の四隅に此燈台を置いて殿内を照し行幸を勤めし状なり。（中略）新殿の四隅御門に一燈づ、置つるなれば、此用途の料に造宮使の五具調造るなり。かくては旧殿の四隅にも此燈火有べきを其よしは見えず。こは旧殿にもとより残し有つるを用ふるなるべし。又此時秉燭内人などの類ひ見えざるは、相殿奉仕の人の火燈を設けたるか、他の其職掌人ありつるか、かゝる事までは記さざるにも有べし。」<sup>(72)</sup>と述べ、殿内に関わる儀式の際は、四隅に切燈台を設え、その火燈は新正殿分とされ、旧殿側は前回の遷宮時に調製した火燈を用いていたとされる。正殿内四隅

に切燈台を設置することは、極めて御の傍近くに至るため、重要な所役であつた証左である。

続けて、古物渡（57）は、同じく前節で殿内の奉飾に関わるため、家職伝達の一環であつたと記した。守良は、前掲の文永期の遷宮記の他、『寛正三年造内宮記』の遷御翌日である寛正三年（一四六二）十二月二十八日条を引用している。

古物渡神事、宮司氏長、神宮予<sub>（子之勞、秉燭）</sub>二四五六七八九十禰宜代守誠<sub>（氏保）</sub>各清衣木綿麻<sub>（私ノ）</sub>召立役人氏賢泰延<sub>（子之勞、秉燭）</sub>守博<sub>（權一俊尚）</sub>秀世<sub>（經平之替）</sub>与奪<sub>（經貞之替）</sub>、件与奪事、予之儀<sub>（經貞之替）</sub>被<sub>レ</sub>伺之間、此例依<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>度々<sub>一</sub>免之、永尚神主、玉申大内人貞次、大物忌父尚重、各束带明衣<sub>（着）</sub>着、抑定<sub>（ル）</sub>人数之外永尚神主昇殿<sub>（テ）</sub>遂事<sub>（ハ）</sub>、以往以<sub>二</sub>遷近例<sub>一</sub>免之、有<sub>二</sub>子細<sub>一</sub>、自今以後容易不<sub>レ</sub>可有<sub>二</sub>此沙汰<sub>一</sub>者也、於<sub>二</sub>四御門<sub>一</sub>在<sub>二</sub>御塩湯<sub>一</sub>、新宮石壺<sub>（着座）</sub>、其次第如<sub>レ</sub>常、但禰宜代守誠之次<sub>（經）</sub>実守博秀世氏賢永尚泰延、次玉申物忌等也、各拜之後、匙取内人御封<sub>（申、時座）</sub>起、予新宮<sub>（此間、守晨）</sub>御匙<sub>（本在ノ字）</sub>捧持、四六八十代守誠經実守博秀世氏賢永尚泰延貞次等<sub>（相具、御階ノ前）</sub>相具、御階<sub>（此間、守晨）</sub>前<sub>（本在ニ字）</sub>参烈、是今日参權任、依<sub>レ</sub>急<sub>二</sub>新宮参昇<sub>一</sub>也、宮司東座如<sub>レ</sub>常、二神主<sub>（ハ）</sub>古殿<sub>（ノ）</sub>御匙<sub>（ヲ）</sub>賜、五七九物忌父尚重<sub>（ヲ）</sub>相具<sub>（シ）</sub>、古殿<sub>（ノ）</sub>御階<sub>（ノ）</sub>前<sub>（ニ）</sub>参烈、于<sub>レ</sub>時尚重進参<sub>（テ）</sub>子細<sub>（ヲ）</sub>申云、於<sub>二</sub>玉申行事所<sub>一</sub>御巫内人御祓<sub>（ヲ）</sub>申後、在<sub>二</sub>御塩湯<sub>一</sub>内院<sub>（ニ）</sub>被<sub>レ</sub>参<sub>（中略）</sub>依<sub>二</sub>衆儀<sub>一</sub>御戸<sub>（ヲ）</sub>開、自<sub>二</sub>左右<sub>一</sub>参昇之次第如<sub>レ</sub>常、御床<sub>（ノ）</sub>左右<sub>（ニ）</sub>各囁候、拜之後、代以下之權任皆古宮<sub>（ニ）</sub>被<sub>二</sub>参昇<sub>一</sub>、是且爲<sub>二</sub>本宮拜見<sub>一</sub>、且御神宝<sub>（ヲ）</sub>爲<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>渡也、新宮<sub>（ト）</sub>於<sub>二</sub>中間<sub>一</sub>在<sub>二</sub>御塩湯<sub>一</sub>、他所權任<sub>（ハ）</sub>大略宮中<sub>（ヲ）</sub>退出之間、少々者便宜職掌供奉<sub>（ス）</sub>、御神宝大略令<sub>二</sub>朽損<sub>一</sub>給之間、少々者古殿<sub>（ニ）</sub>残置進、少々者西宝殿<sub>（本在ニ字、守晨）</sub>案置<sub>（ス）</sub>、物忌役、古<sub>（キ）</sub>西宝殿<sub>（ニ）</sub>公文所目代等参、爲<sub>二</sub>御神宝本様<sub>一</sub>、其品悉西宝殿<sub>（ニ）</sub>雖<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>奉<sub>（ニ）</sub>安置<sub>（一）</sub>、古<sub>（キ）</sub>御神宝者令<sub>レ</sub>朽、<sub>（間在損之字、此）</sub>其形不<sub>レ</sub>続、新調之御神宝者、悉正殿<sub>（ニ）</sub>奉<sub>レ</sub>納畢<sub>（傍線は筆者）</sub>

とあり、文永期とこの寛正期の例を踏まえて、「近代も此例にて、遷御の翌日古物渡しある事なり。但仮殿の時は此行事もなきならん。建久嘉元の両記には見え<sup>(45)</sup>ず。」と述べ、建久九年(一一九八)と嘉元二年(一二三〇)の仮殿遷宮では古物渡行事自体が見えず、正遷宮独自の儀式であることが理解できる。加えて特筆したい点は、「召立役人氏賢泰延<sup>予之勞、秉燭</sup>、經実<sup>二勞、秉燭</sup>、守博<sup>權一俊尚</sup>、秀世<sup>權二氏元</sup>与奪事」とあり、遷御での奉仕員と古物渡の奉仕員を交替乃至所役の譲与をしている点である。禰宜家職として殿内御用に遺漏がないよう、「此例依<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>度々<sup>一</sup>と慣例になつてゐることが分かる。

読合(46)では、前節で守良が文永の正遷宮を尊重する態度、また「御装束を注文して飾奉ることと、御神宝を奉納するところまでを讀合」と捉えていた点、「召立文によりて奉納するは古の讀合の状」と主張していた点を確認した。ここでは、守良が『儀式帳』九月十四日及十六日条を抜粹して、

以<sup>二</sup>九月十四日、正殿内壁代帷、宝殿御幌云々、自<sup>二</sup>御装束使所<sup>一</sup>分請云々、以<sup>二</sup>十六日<sup>一</sup>御装束物等祓清<sup>且</sup>、驛使云々、令<sup>レ</sup>参<sup>三</sup>入外院太玉串所<sup>一</sup>、<sup>此後御遷幸の式ありて、</sup>爾時禰宜正殿<sup>乃</sup>内<sup>仁</sup>、令<sup>三</sup>入坐<sup>二</sup>畢、即内御門<sup>爾</sup>油火炬<sup>且</sup>、御装束物如<sup>二</sup>注文<sup>一</sup>、読申<sup>且</sup>、令<sup>レ</sup>進<sup>三</sup>納御床代<sup>一</sup>畢、時<sup>爾</sup>退出、と有<sup>レ</sup>如<sup>レ</sup>く、上代は九月十四日に殿内用物を申請で、十六日夜御飾粧あり。さて遷幸まして後、御装束物を送文の如く讀合して大床などを粧ひ奉り、又神宝を奉納する式あり。瑞垣御門の火炬は此注文を讀上の料に設くるなれば、此処にて驛使の被官注文のまに<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>し奉り、神宮職掌人の請取て大床に運び奉る事にて、後世の如くにはあざざりけらし。(中略)右の如く讀合は遷幸以後の例なるを、中古より然ありては便りよからざりけん。遷幸以前に此式ある如くなれり。

とあり、延暦期は遷御前々日に殿内用物や禰宜以下の明衣を始め、御装束類を請<sup>(47)</sup>

い預かり、遷御の後に大床上で御装束神宝類を送文のように讀合している様子が窺われる。見知の場所が文永期と異なっていたが、遷御後の次第は踏襲され、中世より遷御以前の見知が讀合行事へと転化したと重ねて指摘しておきたい。

新殿御幸(49)では、『儀式帳』の遷幸次第部分の状況を「推量るに、いと嚴重なる儀式なりけらし。此時驛使は直会殿に侍りて、其中臣官一人仕奉り御旧殿に侍るを、行幸の時御前駈に進み新宮玉串門に祇候留り、大神宮司は人垣を率て仕奉る状眼に見るが如し。(中略)中臣官の新宮玉串門に候と云も、此門まで警蹕<sup>ミヤコハヤシ</sup>で、内院は此勤めなければなるべし。<sup>併せ見てしかきこゆるなり。</sup>さて此時奉仕は一二禰宜奉<sup>二</sup>戴<sup>一</sup>正体、三四五禰宜相副、とあり。是七員禰宜の時なり。」と述べている。以降建久・嘉元の両仮殿遷宮記の出御条、そして寛正期の遷御次第をみて「詳かにしるされたれば、近代も此例を用ふる事となれり。」と建久期から寛文期まで継承されている。

ここで特筆しておきたいのが、守良が「爰に云べき事あり。」として、禰宜の勞・召立役人・禰宜代及び禰宜手扶について触れている点である。

まず、禰宜の勞は、重ねて取り扱ってきた子息が殿内火燈役を奉仕していることについてである。『建久九年内宮仮殿遷宮記』の取物次第行事をはじめ、『文永三年御遷宮沙汰文』文永三年(一二六六)九月十六日条、『嘉元二年内宮仮殿遷宮記』取物次第行事条の後陣「本宮火燈二人左權禰宜仲成神主、右權禰宜泰朝神主」の記載、『寛正三年造内宮記』の出御行事に「秉燭役人四人、予之勞經平、二神主勞經貞、權一座俊尚、權二氏元」、また「秉燭役人左經貞二神主勞、右經平予之勞、一座雖<sup>レ</sup>為<sup>三</sup>末座、左<sup>二</sup>參御戸<sup>一</sup>納事先例也、但左右ノ事ハ先規不同也<sup>(87)</sup>」、更に慶長・寛文期を取り上げながら、守良は「位級の次第をもて上坐を定めつるならん。(中略)寛文以前より權任上臈の役なるべき定め在て、一二禰宜の勞はとゞめられしにもやあらん。」とあり、秉燭役は一二禰宜乃至禰宜職の男子が奉仕を勤める定めがあると述べている。

召立役人については、「中古より重代権任を用ふる事と見ゆれど、其事を記せるは見えず。官序よりの沙汰にて其人をえらび用ふる例にもやあらん。」<sup>90</sup>とあり、慣例的に重代権禰宜職を充てるとされるが例拠が見えず、官序が人選している例を掲げている。

そして、守良は禰宜代について「禰宜代の事はふるく見当らず。寛正遷宮の時、禰宜十員の内三禰宜不参なるにより、禰宜代氏保勤仕のよし始て見ゆ。建久文永嘉元の記には此事なし。此後に始りつるにや。試には、禰宜不参の事多かりし。此に其勤めなりがたしかば定めしか。此例により○寛文九年内宮遷宮記禰宜代氏兼神主、長官與利立之例也とあるは、此時七禰宜氏重不参なりしかば、此代を置れしなり。されど近代か、る事は見えず。」<sup>91</sup>と述べ、建久・文永・嘉元の各遷宮記には見えず、寛正期は不参の禰宜が多かつたため禰宜代を立てたと解され、更に大きく下つて寛文期を待たないと確認できないとしている。

手扶についても「寛正遷宮の時までは見当らず。是も近代の例ならん。中古は神宝奉納の時一二三四五六神主は殿内にあり、七八九十は大床に出、左より参上の禰宜は左に立ち、右より参上の禰宜は右に立、上首は床上、末座は男柱の際に立、御戸左脇まで左の御神宝請取、次へ取渡於左男柱下左神主に渡す例なりと記せり。かくては其勤めわづらはしかりつる故に、殿の内外の雑事を勤めしめしならん。其始は詳かならざれど、慶長の時にも見えざれば此後の定めなるべし。寛文の時に一禰宜手扶四人、二禰宜手扶二人、三禰宜手扶二人見えたり。然はあれど火燈役に一二禰宜の労権禰宜見えざれば、是より転りし物にもあらんか。寛永慶安の例を見ざれば定め云がたし。」<sup>92</sup>とあり、慶長期以降の寛永・慶安期にも見えず、寛文期に一禰宜に四員、二三禰宜に各二員の手扶を付けるまで待つことになるが、火燈役に禰宜の子息を付ける事から転じた可能性を示唆している。

次に相殿（50）では、その奉仕の職掌に対して「大内人物忌父の奉仕仕る例（中略）其次第、先禰宜、次宇治内人、次大物忌父、と有にて知べし。こは禰宜一員の時にて傍官なければ、大内人と物忌父とに仕へ奉らしめしなるべし。」<sup>93</sup>と守良

は述べている。『儀式帳』成立時の禰宜一員の時代を指し、建久期にもなれば「左右相殿奉戴、東玉串大内人貞成土公、相副六禰宜、西大物忌父季貞神主、相副七禰宜」とあり、嘉元期には「玉串大内人常名、物忌父興兼仕奉りて、八九禰宜の相副事は猶延暦の古式を残したる物なり。」<sup>96</sup>と九員の禰宜が奉仕している。時代が下るにつれ禰宜が増員される一方で、相殿神の奉戴は玉串大内人・物忌父が奉仕にあたつていことに守良は触れている。更に「又見知とて禰宜の相副ことは傍官を置れしより始まれるならん。」<sup>97</sup>とあり、禰宜増員に関わらず、あくまでも禰宜は相副であり、『儀式帳』記載の大内人乃至物忌父が主体である点が古儀であると主張している。

一社奉幣（55）では、「一社奉幣とは伊勢大宮に朝使の幣帛を奉る事をいふ名なるを、此奉幣は遷幸の翌日新殿に幣帛を奉り、朝廷を祈り奉る式あるをいふ。（中略）此は近代の例なり。」<sup>98</sup>と守良は、新しい事例であると捉えている。『儀式帳』には「常告刀地豆、八度拝奉豆罷出奴。即驛使母直会院坐。即禰宜率三諸内人等、湯貴供奉。」<sup>99</sup>と見えることから、守良は「遷御行事訖て版位の地に出で告刀申所は即ち今の石壺なり八度拝訖て、其夜宵暁の御饌奉仕あるをいふ。さて明日神嘗祭の勤め常の如く仕奉り、朝幣使版位跪告刀申す例なり。」<sup>100</sup>と述べている。奉遷の後、造宮使以下が「常告刀地」である玉串御門前にて「八度拝奉豆罷出」とあり、八度拝の後に一殿へ至る。その後、宵に続いて明くる暁にも御饌を奉り、神嘗祭の奉幣の奉仕に至っていることが窺われる。

また、文永三年（一二六六）九月十六日条に「今夜由貴御饌、遷御供奉之間云々、一二三四八禰宜自三殿不直三装束、即参三御饌所、奉レ成三神事一畢」<sup>101</sup>とあることから、

こは式日の遷御なる故にかく有るにて古の状を見るべし。然るに中古より混ひ来つるにやあらん。延暦の時に御遷以前御装束奉り、新宮奉遷の告詞を申

し、遷幸の後に注文読申神財奉納の事より転りて、遷御後に使中臣告刀申、朝廷奉祈の事あり。又後世に転りては遷御の後新宮奉<sub>二</sub>鎮坐<sub>一</sub>の告刀申し、其翌日朝廷奉祈の幣帛を奉らるゝ、流例と成来れるは、転々によりて本儀を失ふ如くなれる物なり。今按に、御遷御の始は新宮に奉遷の告刀申、さて明十七日神嘗祭の奉幣告刀申て、朝廷奉祈の事あるべき理はしるけれど、くだくしく同じ状なる奉<sub>二</sub>鎮坐<sub>一</sub>告刀申、また奉幣御祈あるは、事重なりていかゞなり。されどかく云は正遷宮の式なれど、仮殿奉遷の時は臨時に仕奉りて、明日神嘗祭の行事なければ、其儀に准へて又奉幣の御祈あるべき理りなり。されば遷御の後に奉幣告刀あるは、仮殿の式より誤りて正遷宮の時も流例と成来つる物なるべし。此例によりて、仮殿の時は四度告刀申す事と成来れり。

と持論を展開している。<sup>(106)</sup> 文永三年(一二六六)の内宮正遷宮を「式日の遷御なる故にかく有るにて古の状を見るべし。」と同遷宮が式年月式日に遷御が斎行され、古式が存している点は既に述べた。ちなみに文永期は、大中臣定世が奉遷使兼祭主を勤めている。『儀式帳』成立の頃について整理すると、奉遷以前に造宮使の祝詞があり、行事が全て終わった後に注文読申、換言すれば神宝読合行事で殿内へ奉納して、翌日の神嘗祭奉幣の際に、勅使が朝廷奉祈の祝詞を奏上している。ところが後世、奉遷後の御神宝奉納に伴う読合行事が中臣氏の祝詞奏上に転じ、更に奉鎮の祝詞へと変遷したと説いている。中川経雅神主も「延暦の比は遷御後告刀は申さぬにや、その事見えす。いつの代より新宮奉鎮の後御階下にて使告刀あり。」と、延暦期には遷御後の奉鎮の祝詞奏上が確認できないとしている。その理由として、守良は仮殿遷宮の式次第との混同を挙げている。臨時的な仮殿遷宮は、宣下される日時に斎行されるため、神嘗祭奉幣日時と合致するとは限らない。更に、仮殿奉遷時の前後と遷御時の前後の四度、更に奉幣祭の祝詞を加えると、計五度奏上することになり、仮殿遷宮の式次第と混合していったと推察し

ている。

勤行文(56)について、守良は「此は無為に遷御ますよしを文書に記して、使以下勤行の状を注進むる事をいふ。帳に遷幸畢て、八度拜奉<sub>三</sub>罷出<sub>二</sub>奴。即驛使<sub>母</sub>直会院<sub>禰</sub>坐、と有て此勤行文の事はなけれど、省きたる物にて、御使も禰宜も直会院の一殿に著座のよしをしらせたる文勢なるべし。」<sup>(104)</sup>とあり、使以下禰宜の連署をもつて遷御完遂の注進とした。『儀式帳』には、その旨が漏れているが、一殿に著座することがそれに該当すると説いている。その署名の順について、守良は建久九年(一一九八)仮殿遷宮・文永三年(一二六六)の正遷宮・嘉元二年(一一三〇四)仮殿遷宮を例擧として掲げて言及している。いずれの史料も、遷御行事乃至仮殿遷宮の場合は、遷御行事条に見える渡御の後に一殿に参集する場面を引用している。

『建久九年内宮仮殿遷宮記』では「勤行文、任<sub>三</sub>本宮草案<sub>一</sub>天、兼日宮司目代所<sub>二</sub>清書<sub>一</sub>也、而宮序目代範朝神主請取<sub>天</sub>読上之後、各任<sub>レ</sub>送<sub>天</sub>始<sub>レ</sub>自<sub>二</sub>七神主<sub>一</sub>連署畢、<sup>(105)</sup>『文永三年御遷宮沙汰文』では「件勤行文、於<sub>三</sub>本宮<sub>二</sub>公文所任<sub>レ</sub>例書儲之、憲雅令<sub>二</sub>読上<sub>一</sub>、即書<sub>二</sub>付禰宜署<sub>一</sub>之処、宮司目代茂房出来、令<sub>レ</sub>書<sub>三</sub>司署<sub>一</sub>畢、<sup>(106)</sup>『嘉元二年内宮仮殿遷宮記』では、「一殿着座如<sub>三</sub>御祭之時<sub>一</sub>(中略)勤行文<sub>任<sub>三</sub>本宮草案<sub>一</sub>自<sub>二</sub>司<sub>一</sub>於<sub>二</sub>一殿南檐下<sub>一</sub>中<sub>二</sub>本宮目代憲久神主<sub>一</sub>読上之、自<sub>二</sub>一禰宜御名<sub>一</sub>奉<sub>二</sub>書付<sub>一</sub>退立、宮司署彼目代光任神主参寄書付之、其後使目代延景神主参寄之刻、光任神主置<sub>二</sub>勤行文硯於延景神主之前<sub>一</sub>、令<sub>二</sub>一見<sub>一</sub>書付、使御署之後、司中目代請取之、各被<sub>二</sub>退出<sub>一</sub>之<sup>(107)</sup>を踏まえながら、「禰宜自筆の時<sub>は</sub>末座より署名を記し、目代の記すには一禰宜よりの例なるべし。寛正の時(中略)永正十六年仮殿記<sub>同<sub>レ</sub>じ</sub>にも同じ状に記せるを思へば、かく流例と成来つるならん。」<sup>(108)</sup>と述べ、禰宜直筆の事例である建久期の仮殿遷宮、恐らく文永期では末座の禰宜より、目代が署名する事例である嘉元期は、長官より始め、順序が前後することが知られ、建久期以降の勤行文の次第を通史的に説明している。</sub>

最後に、前節で次第仔細を確認した御装束分配（58）である。守良は「仮殿の時は、新宮御装束絹布任<sup>11</sup>先例<sup>12</sup>正権禰宜大小内人に分行のよし、建久仮殿記に記せり。右の如く中古まで分配ある例なり。近代天正十三年の遷宮よりかゝる事もやみたるを、慶安遷宮の時より正員禰宜に装束料とて、現米三百石を給ふ事となりて、今もしかる例なり。外宮の例は知がたければ省けり。是によりて装束物分配の事は絶たり。」と述べている。建久の仮殿遷宮の例を掲げ、仮殿の際も御装束類は分配されていることが分かり、文永期に継承されていた点は前述した。その後、『天正十三年造宮記』に「十五日絹ノ余所配当、御神宝并御金物入タル唐櫃、禰宜衆へ配当也」と見え、それ以降は絶えてしまった。慶安期の遷宮以降、正員禰宜には装束料の代わりに三百石支給されていたことが解され、この記述があるからこそ窺い知るところである。

結論的に、当節は『典略』本文の列挙に終始したが、『儀式帳』や『大神宮式』を基準に、前例を明記して各項目を沿革的・通史的に述べていることが解される。続く建久九年（一一九八）・嘉元二年（一一三〇四）を始めとする仮殿遷宮記と、『寛正三年造内宮記』は、『文永三年御遷宮沙汰文』に見える文永三年（一一二六六）内宮正遷宮を補完する意味を有している。以前の拙稿<sup>13</sup>で、中世的遷宮より近世的遷宮へと移行していったと論説した。その点を踏まえ、守良は寛正期まで古儀継承がなされたため、同時期までを「中古」と設定したと推考する。

## 五、式年式月式日

守良以前に、神宮祠官の中から遷宮立制に言及している事例を確認したい。既に、牟禮仁氏の『大嘗・遷宮と聖なるもの』「式日遷宮から式年遷宮へ」<sup>14</sup>に、式年・式月・式日の各用語の発生と典拠となる史料の収集及び検証がなされている。そこで、摘記されている代表的な用例の中から守良以前の史料を抽出すると、

中川経雅著『大神宮儀式解』<sup>15</sup>、喜早清在著『毎事問』<sup>16</sup>が該当する。両者ともに、内宮九月十六日、外宮九月十五日が式月式日である点は共通しており、喜早清在は天武天皇の宣旨を根拠に「廿年ヲ式年」としているが、遷宮の原初形態まで論及していない。

守良も、第三節の②で遷御の日時卜定について触れた通り、内宮が九月十六日、外宮は内宮遷御二年後の九月十五日が遷御日であるとの認識から、選定の必要性がないと主張していた。しかし、後世仮殿遷宮と混同して吉日を選定し、上奏する恒例となった。

さて、遷宮の原初について、守良の考察を探求すると、表1の『典略』遷宮上巻「内宮御遷幸の次第」<sup>17</sup>（1）の中で、

雑事記に、延暦四年内宮御遷宮有けるよし記し、大中臣系本に、造宮使中臣弟牧と云人見えたり。此人は延暦四年九月大神宮遷宮使とあれば、御遷宮の物に見えたる始と云べければ、此年より記しはじむべき事なりけり。

と述べていることから、文献上正遷宮が確実に行われている時期は、遷宮使が発遣されていることが見える延暦四年（七八五）であるとの見解を示している。そして、「式年」<sup>18</sup>（4）で、式年遷宮の立制について言及している。

今の世までも天武天皇の勅願と云伝へたり。今按に、此朱鳥、白鳳の年号疑はし。書記に、朱雀元年は天武天皇の末年にて、其明年は持統天皇元年なれば三年といふ事更になき事なり。年代記によるに、天武天皇白鳳十四年の明年改元朱雀三年といふは有べきもあらず。とありて、其明年は持統天皇元年と記しつれば、朱鳥三年といふは白鳳十三年云々、持統四年、といふもしらしき偽なり。皆取どころもなき伝にて、好事の徒の中古に書せし説ならんか。彼儀部志己夫を内宮禰宜の始とし、そは天武天皇元年とも、同御代とも、種々に説を立たる類ひにて、

此は度会系論に委しくいへり。此造営の事も、天武天皇の勅願は空言なるを實しく記せる物にて、其証に宣旨を作りなして、人を欺けるなり。又雑事記上文にひけるに、朱鳥三年以往之例、二所太神宮殿舎御門御垣等被、官司相三侍破損之時、奉三修補二之例也。宝基本紀には此全文を記し、儀式帳の新宮遷御の文を取て、天武天皇御代以前の例なり、と委しく記せるは云にたらぬ空言なり。此文によれば、大神宮御殿を、上代は新に造営の御制はなく、たゞ朽損の時のみ大官司の修理する例なりと聞ゆ。されど此証朝廷記録にも何にも見えたる事なきに、何の拠ありて記けん。此大司は後の書に御殿舎門垣修理の職にて、御殿の仮宮を神税もて造り奉るのみにて、正遷宮は勅使の専務なれば上代をも伺ひ知べきなり。(中略)此新宮造営の御制は、御鎮座以後の事にて、天武天皇の御世より始りたるにあらず。

<sup>(16)</sup>とあることから、初回遷宮以前である朱鳥三年時点では、『太神宮諸雜事記』の文脈から、大官司が必要に応じて御殿を修補する例であることが解されると同時に、遷宮の制度が朝廷側の記録にも見られないことを示している。つまり、守良の主張を整理すると、式年遷宮立制以前は大官司の責任を以て朽損に応じて随時御殿を修繕し、その財源は神三郡からの神税を用いていたとしている。そして時代が下り、正遷宮に際しては勅使が発遣され、造宮使が造営にあたることは、『延喜式』で裏付けられる。

一方、『式年式月式日』(51)条では「二十年を式年と云、九月を式月とし、内宮は十六日、外宮は十五日を式日といへるは、二十年別の九月十五日を常に新宮に遷幸ます儀式ある年月日といふ義なり。」<sup>(17)</sup>と述べている。『儀式帳』『大神宮式』両書に記載が見られ、それを論拠として守良は次の通り述べている。

此式は、延長五年に奏上の延喜御代の書なり。されば延暦二十三年より延長五年まで、百二十四年をへても同じ式なるをもて、垂仁雄略の御代の古より

かく有きつるを推量るべきなり。

<sup>(18)</sup>このことから『儀式帳』が成立した延暦二十三年(八〇四)より『大神宮式』成立の延長五年(九二七)までの一二四年の間、一貫して正遷宮が行われていた点を根拠として、守良はさらに拡大解釈し、内宮が垂仁天皇の御代、外宮が雄略天皇の御代、つまり両宮(鎮座以来厳守され続けてきた祭祀であると論究している)のである。

## おわりに

これまで、藪田守良神主の『神宮典略』遷宮上下巻の条目における構成から、守良がなぜ文永三年(一二六六)内宮正遷宮を尊重するのか、論を展開してきた。また、禰宜職としての史料的价值が非常に高く、加えて守良の遷宮研究は、以降の遷宮研究における一大基準になったといっても過言ではない。

その『典略』の目次を見ると、「河原大祓」を境に上下巻に区分され、更に細分化されていることがわかる。上巻を五つに分割し、総論、諸祭儀の「山作り」、同じく「庭作り」、正殿に附随する奉飾乃至祭器具類に関わる事柄や御装束等について記されている。続く下巻では、「神祀り」が中核となる。河原大祓より御飾や御装束神宝の読合といった遷御へのご準備、奉遷行事及び遷御の後儀に関わる事柄を扱っている。律令学者の立場だけではなく、正員禰宜家の立場であるからこそ特筆可能な情報と、守良の所見が散見される点を指摘してきた。

守良は『典略』を執筆する文化年間までの遷宮史を、建久期以前の「上代・建久期から寛正期までの中古・永祿期以降の近代」と三つに区分している。その代表的な各時代の遷宮及び同時代の文献を挙げれば、上代では『儀式帳』の延暦期、中古を『文永三年御遷宮沙汰文』の文永期、近代を『寛文九年内宮遷宮記』の寛文

期が夫々該当する。守良は、この三例を基軸に遷宮史を捉え、遷宮諸祭の名称を取り上げていたが、管見によるところ文永三年内宮正遷宮を重要視していたと考えられる。それは、本稿で掲げた十一の項目に、中絶期を中心に遺失された古儀ともいべき祭儀の仔細を理解し得るものが同正遷宮に残存しているからだと考えられる。

更に、守良が禰宜職であったが故に、記述可能な事柄として、明衣分配(24)・裁縫行事(32)・肩当(37)・人垣(39)・御飾(43)・御燈(45)・読合(46)・新殿御幸(49)・相殿(50)・一社奉幣(55)・勤行文(56)・古物渡(57)・御装束分配(58)を取り上げて論を展開した。その中で、守良は、『寛正三年造内宮記』を始め、建久・嘉元等の仮殿遷宮記を多く典拠としている。これは、守良が古態としては認めた文永期の正遷宮を補完する上で、各遷宮記を引用したことに留まらず、寛正期まで古儀継承がなされた証左である。そして、仮殿遷宮が正遷宮に準じて齋行されただけでなく、仮殿遷宮が正遷宮の基礎をなしたと類推される。

そして、守良は結論的に、本来遷御日時は選定及び上奏がなく、後世仮殿遷宮と混同して吉日を選定する事となったと主張している。二十年に一度、内宮が九月十六日、外宮が九月十五日に齋行されるべき「式年式月式日」を尊重しているのである。そして、式年式月式日論を展開する上で「新宮造営のほどを考ふるに（中略）此事儀式帳によれば、二宮とも奉遷の行事は九月の例なるを思ふに、十月より造宮使の造営の事始ありて其明年九月遷御と聞ゆれば、全く一箇年の程に成来つる事上代の例にて」と述べている。つまり、式年遷宮立制以前は、毎年仮殿遷宮の形式で一箇年毎に執り行われる大祭が神嘗祭であるとの見解である。詰まるところ、立制後に見える臨時的な仮殿遷宮が見したのではなく、その仮殿遷宮の形式が丁重且つ重儀化されて式年遷宮の制度が設けられる謂わば「仮殿遷宮先行説」を展開しているのである。

また、今後の検討課題として、本稿を踏まえて守良の遷宮研究を基盤に、遷宮

諸祭の祖型を求めるに留まらず、『典略』の論考が後世の遷宮に与えた影響について省察を進めていきたい。

#### 補註

(1) 中西正幸著『伊勢の宮人』（国書刊行会、平成十年、七四頁）に、藺田守良の説明として、天明五年（二七八五）に藺田西神主家の一男として生を受け、二十七歳（数えて二十八歳）にあたる文化九年（一八二二）に内宮禰宜に補任され、古代法制や神宮における故典儀礼に精通し、著述は二百余巻に及ぶ中、その代表的な著作は『新釈令義解』『神宮典略』が挙げられるとある。

(2) 拙論「仮殿遷宮の研究―藺田守良の論説を中心に―」（『皇學館大学研究開発推進センター紀要』第七号所収、令和三年三月）

(3) 大神宮叢書『神宮典略』別冊（神宮司序編、臨川書店、昭和五十一年）の付録「藺田守良神主伝」六頁に、「神宮典略を著はしたる年次詳かならざれども、恐らくは文化の末年三十二三歳の頃より天保の初年四十六七歳の頃に至る約十数年間なるべしと想像せらる。」とある。

(4) 大神宮叢書『神宮典略』前篇（神宮司序編、臨川書店、昭和五十一年）三六二頁の「材料を下す事」（11）条に、「上代より五十鈴川を流下の例しるく、諸雜記に、康平二年（後略）」とあることから、康平二年（一〇五九）前後まで「上代」と表記されている。

「中古」は、建久期以降と考える。大凡、守良は建久の遷宮記といった場合は、『建久九年内宮仮殿遷宮記』を指すことが多い。一方では、同書四二四頁の「新殿御幸」(49)条に、「中古の式は建久の時」と見えることから、建久元年の内宮正遷宮を含め、それ以降が中古であるといつてよからう。同書四二二頁の「御飾」(43)条に、『寛正遷宮記』（中略）文永の時と同じ状なり。さて告詞は遷幸以前に読上のよし見えたり。是ぞ中古の式ならんか。」とある他、同書四一七頁に「近代も此寛正の例に依れり。」とあるため、状況証拠として寛正期は近代に含まれていないことが認められよう。つまり、「上代」は建久以前、「中古」は建久元年（一一九〇）の正

遷宮及び建久九年（一一九八）の仮殿遷宮以降、寛正三年（二四六二）の正遷宮までと設定したい。

次に、同書四三五頁の「日時論」（54）条に、「近代天正十三年」と見えるが、同書四三二頁の「遷御日時卜定」（53）条には、「近代永祿天正の度」と見えるため、永祿期も「近代」としている。但し、中絶期の設定は曖昧で、言及を避けたい。

従って、守良は正遷宮でいえば、「上代」を建久期以前、「中古」を建久期から寛正期、「近代」を永祿期以降という区分を前提に表記していると結論付けたい。

(5) 原文を尊重する場合のみ「木作」と表記する。他もこれに倣う。

(6) 前註（4）三四八頁

(7) 『皇太神宮儀式帳』（『神道大系』神宮編一、昭和五十四年、神道大系編纂会）三〇

～三一頁

(8) 前註（7）三一～三二頁

(9) 前註（7）三三頁

(10) 前註（7）三五頁

(11) 前註（7）三五～三六頁

(12) 前註（7）三七・四一頁

(13) 前註（7）五三～五五頁に、「常以九月十四日、正殿内壁代帷、宝殿御幌并禰宜内人等明衣波乎、自御装束使二所令請一」とあり、続く十六日条には、

以十六日、御装束物等祓清号、驛使王一人、神祇官副已上一人、忌部一人、太神宮司共令レ参入外院太玉申所、然先禰宜内人并人垣可二仕奉男女等、以戌時、悉皆大宮以西川原大祓清、即給明衣一了。

以亥時始号、然即御装束物等皆悉持参入号、参入内院中御門使中臣告二刀申新宮仕奉号遷奉状、并御装束備進状。如之申畢号、使中臣一人、并大神宮司御装束物乎令持号、新宮禰参入号、正殿御橋下侍。東使中臣、西大神宮司。爾時大物忌先参上、手付初、次禰宜参上天、正殿戸開奉天、正殿内四角燈油燃天、御装束具進畢、皆悉罷出。但使波外直会殿坐。然大神宮司、人垣仕奉人等召集号、即衣垣、衣笠、

藪田守良の正遷宮研究について——文永三年内宮正遷宮を中心に——（堀川）

刺羽等乎令持号、人垣仕奉男女等七、太玉申令二持捧号、左右分立号、大神宮司率参入号、正殿乃御橋許候侍。爾時行幸道布敷、即大物忌御鎧被賜号、正殿戸開奉、先大物忌手付初、次禰宜参上戸開、即正殿内燈油燃、御船代開奉号、正体乎禰宜頂奉、相殿神東方坐宇治内人頂奉、西方坐大物忌父頂奉遷奉。行幸時、立先禰宜、次宇治内人、次大物忌父、次諸内人物忌等、及妻子等、人垣立号、衣垣曳号、蓋、刺羽等捧号、行幸道長九十五丈、敷調布廿七端一丈二尺。令行幸時禰、新宮玉申御門仁立留号、三遍音為号、發令幸行。至瑞垣御門禰、留号、又三遍音為之。称其音如、即御河橋本留号、又三遍音。使中臣侍号、参入進、玉申御門禰侍、令行幸坐。爾時禰宜正殿内禰令人坐畢。即内御門禰、油火炬号、御装束物如二注文一讀申号、令進納御床代禰、畢時禰退出号、常告刀地号、八度拜奉号罷出号。即驛使母直会院坐。即禰宜率二諸内人等、湯貴供奉。其行事具所二録祭行事条一。

とある。川原大祓から遷御に至り、その後由貴の大御饌が奉られていたことが解される。

(14) 前註（4）四三二頁

(15) 前註（4）四三二頁

(16) 前註（4）三七一頁

(17) 前註（4）三五七頁

(18) 訳注日本史料『延喜式』上（虎尾俊哉編、集英社、平成十二年）二〇六頁

(19) 前註（4）三五二頁

(20) 前註（4）三九四～三九五頁

(21) 『群書類従』第一輯所収『内宮長曆送官符』（『統群書類従完成会、昭和四十六年』二二六～二二六頁、及び『統群書類従』第一輯上所収『寛正三年内宮神宝送官符』（『統群書類従完成会、昭和四十六年』三二七～三三三頁）

(22) 前註（4）四〇六頁

(23) 『建久九年内宮仮殿遷宮記』（『神宮遷宮記』第一卷、神宮司庁編、国書刊行会、平成四年）一一二頁

(24) 『文永三年御遷宮沙汰文』（『神宮遷宮記』第一卷、神宮司庁編、国書刊行会、平成

- 四年）五〇〇頁
- (25) 前註(24) 五〇〇～五〇一頁
- (26) 前註(4) 四一〇頁
- (27) 前註(24) 四九三頁
- (28) 前註(4) 四一〇頁
- (29) 前註(24) 五〇一～五〇二頁
- (30) 前註(4) 四一二頁
- (31) 『寛正三年造内宮記』（『神宮遷宮記』第四卷、神宮司序編、国書刊行会、平成五年）七五～七六頁
- (32) 前註(4) 四一〇頁
- (33) 前註(24) 五〇〇～五〇三頁
- (34) 前註(4) 四一八頁
- (35) 前註(24) 四九三～四九六頁
- (36) 前註(4) 四一八～四一九頁
- (37) 前註(24) 四九四頁
- (38) 『建久元年内宮遷宮記』（『神宮遷宮記』第一卷、神宮司序編、国書刊行会、平成四年）二三頁
- (39) 前註(4) 四一九頁
- (40) 前註(31) 「十二月廿三日御装束御神宝等御着」は五三頁、「同廿四日読合行事」は五四～五六頁、「同廿七日河原御禊行事」は六二頁、「同夜出御行事」は七三頁及び八七～八八頁
- (41) 前註(4) 四一九頁
- (42) 前註(4) 四三八頁
- (43) 前註(18) 二〇六頁
- (44) 前註(24) に正宮古物渡は五二三～五二五頁、荒祭宮の古物渡は五〇九頁に見える。
- (45) 前註(18) 二〇六頁
- (46) 『神道大系』神宮編一所収『太神宮諸雜事記』（昭和五十四年、神道大系編纂会）
- 三八〇～三八一頁
- (47) 前註(24) 五一八～五三〇頁
- (48) 前註(4) 四三九～四四〇頁
- (49) 前註(4) 四四〇頁
- (50) 前註(4) 四四一頁
- (51) 前註(24) 四四一頁
- (52) 前註(7) 三七頁
- (53) 前註(18) 二一〇頁
- (54) 前註(4) 四四一頁
- (55) 前註(31) 四九～五三頁
- (56) 前註(4) 三八八頁
- (57) 前註(4) 三九七頁
- (58) 前註(23) 一〇六頁
- (59) 前註(4) 三九八頁
- (60) 前註(4) 四〇三頁
- (61) 前註(7) 五四頁
- (62) 前註(4) 四〇五頁
- (63) 前註(7) 五三～五四頁
- (64) 『寛文九年内宮遷宮記』（『神宮遷宮記』第五卷、神宮司序編、国書刊行会、平成七年）二六九頁
- (65) 前註(4) 四一二頁
- (66) 前註(4) 四一二頁
- (67) 前註(64) 二七〇頁
- (68) 前註(4) 四一五頁
- (69) 前註(7) 四〇頁、造宮使造奉物条に「燈台五具」とあり、前註(18) 二二二頁、造備雜物条に同じく「燈台五具」とある。
- (70) 前註(4) 四一五頁

- (71) 前註(7) 五三〇～五四頁  
 (72) 前註(7) 五四頁  
 (73) 前註(4) 四一六頁  
 (74) 前註(31) 九二～九五頁  
 (75) 前註(4) 四三九頁  
 (76) 前註(7) 五三〇～五五頁  
 (77) 前註(4) 四一八頁  
 (78) 前註(7) 五三〇～五五頁  
 (79) 前註(4) 四二四頁  
 (80) 前註(23) 一一三頁、及び『嘉元二年内宮仮殿遷宮記』(『神宮遷宮記』第二卷、神宮司序編、国書刊行会、平成四年) 三八七～三八八頁  
 (81) 前註(31) 七五～八六頁の寛正三年(一四六二)十二月二十七日日出御行事条を  
 使御階前東男柱砌進參、乍<sub>レ</sub>穿<sub>レ</sub>沓詔刀被<sub>レ</sub>読進、○中 次予<sub>○</sub>一禰 宜氏 經 參昇 拜後 大床出 躑踞、役人被<sub>レ</sub>參候<sub>エト</sub>申亦參入、于<sub>レ</sub>時秉燭役人<sub>○中</sub>參昇、<sub>○中</sub>予亦大床出躑踞、傍官禰宜被<sub>レ</sub>參候<sub>エト</sub>、申參昇、于<sub>レ</sub>時次第參昇、○中 玉串物忌<sub>マデ</sub>十 揖候、于<sub>レ</sub>時 使御階前東寄、西面被<sub>レ</sub>立、官司西、東面被<sub>レ</sub>立、于<sub>レ</sub>時二祢宜前々二三例不同、可<sub>レ</sub>依、于<sub>レ</sub>時、大床出躑踞、召立役人被<sub>レ</sub>參候<sub>エト</sub>申被<sub>レ</sub>參昇、于<sub>レ</sub>時召立神主東男 柱異立、乾向沓穿<sub>ナカラ</sub>任<sub>ニ</sub>召立文<sub>ニ</sub>讀立<sub>此時神宝運 送あり。</sub>云々、四守秀神主大床出躑踞、御巫内人參候<sub>エト</sub>二声召云々、遷御の事 あり。次使道敷不<sub>レ</sub>踏、自<sub>ニ</sub>瑞籬御門下<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>門々 下<sub>ニ</sub>警蹕、音、微新宮瑞籬御門<sub>マデナリ。</sub>次行障、次幸御、次相殿左右同時奉戴、次 官司、次後陣之御神宝(後略)
- と断片的に引用している。
- (82) 前註(4) 四二四頁  
 (83) 前註(4) 四二五頁  
 (84) 前註(23) 一三〇頁

藪田守良の正遷宮研究について——文永三年内宮正遷宮を中心に——(堀川)

- (85) 前註(24) 五〇一頁  
 (86) 『嘉元二年内宮仮殿遷宮記』(『神宮遷宮記』第二卷、神宮司序編、国書刊行会、平成四年) 四〇一頁  
 (87) 前註(31) 七三〇～七六頁  
 (88) 慶長期は、『慶長三年内宮仮殿遷宮記』(『神宮遷宮記』第四卷、神宮司序編、国書刊行会、平成五年) 六三二～六三三頁の慶長三年(一五九八)六月二十七日条「河原御被」及び「御遷幸之行事」に各秉燭役が明記され、寛文期は『神宮編年記』第二七卷(神宮文庫蔵一門第一五九一三号)所収『氏富記』寛文九年(一六六九)九月二十六日条に、「秉燭内人、左権禰宜守益神主、右権禰宜経国神主、左権禰宜守俊神主、右権禰宜守厚神主」と見える。
- (89) 前註(4) 四二六頁  
 (90) 前註(4) 四二六頁  
 (91) 前註(4) 四二六頁  
 (92) 前註(4) 四二六頁  
 (93) 前註(4) 四二七頁  
 (94) 前註(31) 二三頁の遷御行事条に、人名に文字の異同が見られるが「于<sub>レ</sub>時出御、一二禰宜奉<sub>ニ</sub>戴御体、三五成良奉<sub>ニ</sub>相副、玉串貞成奉<sub>ニ</sub>戴左相殿、七神主奉<sub>ニ</sub>相副、御後方 奉戴也 物忌末貞奉<sub>ニ</sub>戴右相殿」とある。
- (95) 前註(86) 四〇一頁  
 (96) 前註(4) 四二七頁  
 (97) 前註(4) 四二七頁  
 (98) 前註(4) 四三五～四三六頁  
 (99) 前註(7) 五五頁  
 (100) 前註(4) 四三六頁  
 (101) 前註(24) 五〇三頁  
 (102) 前註(4) 四三六頁  
 (103) 大神宮叢書『大神宮儀式解』前篇(神宮司序編、西濃印刷、昭和十年) 四四三頁

- (104) 前註(4) 四三七頁
- (105) 前註(23) 一一六頁
- (106) 前註(24) 五〇三頁
- (107) 前註(86) 三九〇頁
- (108) 前註(4) 四三七頁
- (109) 前註(4) 四四〇頁
- (110) 『天正十三年造宮記』（『神宮遷宮記』第五卷、神宮司庁編、国書刊行会、平成四年）五六九頁
- (111) 前註(2)
- (112) 牟禮仁著『大嘗・遷宮と聖なるもの』（皇學館大学出版部、平成十一年）一一五～一四五頁
- (113) 前註(103) 二四二～二四三頁に「又古代は内宮外宮の遷御式月式日あり、大神宮は遷御式月式日九月十六日なり。」とある。
- (114) 増補大神宮叢書『神宮隨筆大成』前篇『毎事問』（神宮司庁編、吉川弘文館、平成二十年）三二三頁に、「二宮遷宮ハ天武天皇朱雀三年九月十日ノ宣旨ニ由テ廿年ヲ式年トシ、持統天皇四年九月十六日内宮、同六年九月十五日外宮ノ遷宮ヨリ九月ヲ式月トシ、十五日外宮、十六日内宮ヲ以テ式日トシ給」とある。
- (115) 前註(4) 三三五頁
- (116) 前註(4) 三五〇頁
- (117) 前註(4) 四二八頁
- (118) 前註(4) 四二八頁
- (119) 前註(4) 三五一頁の「新宮造宮の時期」に見える。

（ほりかわ ひでのり）

神宮宮掌 皇學館大学研究開発推進センター神道研究所共同研究員

# Research on Shikinen-Sengu by Moriyoshi Sonoda:

## Focusing on the Shikinen-Sengu in Bun'ei 3 (1266)

HORIKAWA Hidenori

### 《Summary》

The research on Shikinen-Sengu contained in “Jingu Tenryaku” written by Moriyoshi Sonoda (1785–1840) became a major standard for researchers in later periods.

He divides the history of Shikinen-Sengu into three categories: ancient, medieval, and modern.

Of particular note is the 31st Shikinen-Sengu, which took place in Bun'ei 3 (1266). This is because records from that time still exist, and the ancestral form of the Shikinen-Sengu can be found in them.

And the record of the 40th Shikinen-Sengu, in Kansho 3 (1462) and the record of the Middle Ages” Temporary Palace Sengu “(The Holy Mirror = a symbol of Amaterasu-Omikami is moved to the temporary sanctuary by the Jingu priests) can be viewed as a complementary document.

In conclusion, he argues that it is not necessary to select a date and time for the ceremonial relocation. This is because it had already been decided that the Shikinen-Sengu would be held at the Inner Palace on September 16.

He also argues that the selection of a good date was to be confused with the provisional relocation of the palace.

Among the annual rituals of the Ise Jingu, the Kanname-sai is the most important ceremony of the year. Moriyoshi claims that before the establishment of the Shikinen-Sengu system, the Kanname-sai was held every year in the form of a Temporary Palace Sengu.

Therefore, he argues that the Temporary Palace Sengu was not caused because the Shikinen-Sengu could not be held every 20 years, but because the Temporary Palace Sengu was made more respectful and ceremonial, and the system of Shikinen-Sengu was established.